

第 1 回

相模原市・藤野町合併協議会会議録

平成17年4月25日

相模原市・藤野町合併協議会

第 1 回 相 模 原 市 ・ 藤 野 町 合 併 協 議 会 会 議 録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	3
○開 会	4
○あいさつ	4
○監事紹介	6
○委員紹介	6
○アドバイザー紹介	7
○事務局職員紹介	7
○議 事	7
○その他	62
○閉 会	65

第1回相模原市・藤野町合併協議会会議録

日時：平成17年4月25日（月）午後3時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 監事紹介
- 4 委員紹介
- 5 アドバイザー紹介
- 6 事務局職員紹介
- 7 議 事

〈報告事項〉

- 報告第1号 相模原市・藤野町合併協議会規約について
- 報告第2号 相模原市・藤野町合併協議会幹事会規程について
- 報告第3号 相模原市・藤野町合併協議会専門部会規程について
- 報告第4号 相模原市・藤野町合併協議会事務局規程について
- 報告第5号 相模原市・藤野町合併協議会財務規程について
- 報告第6号 相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程について
- 報告第7号 相模原市・藤野町合併協議会会議傍聴規程について

〈協議事項〉

- 協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について
- 協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について
- 協議第3号 合併協定項目について
- 協議第4号 合併の方式について
- 協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

8 その他

- (1) 相模原市・藤野町合併協議会協議スケジュール（案）について
- (2) 今後の協議会開催日程（案）について
- (3) その他

9 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（23名）

小川勇夫会長、倉田知昭副会長

由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、

石井トシ子委員、井口学委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、小山秀文委員、中道重幸委員、

加藤久雄委員、倉田義和委員、佐々木道他委員、中村和裕委員、相澤由美委員、

佐々木宣彰委員、山崎泰文委員、森繁之委員、田中克己委員、小林弘委員

○欠席委員（4名）

小磯義範委員、河本洋次委員、船橋英明委員、山崎伊佐巳委員

○アドバイザー

牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

○監事

小澤優監事、鈴木實監事

○幹事

山口秀夫幹事長、倉田修一副幹事長、前田武男幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、

網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、佐藤正行副主幹

○傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後2時59分

◎開 会

○田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原市・藤野町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにご挨拶をお願いいたします。
よろしくをお願いいたします。



◎あいさつ

○小川会長 本日は、皆様には、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、このたびは、相模原市・藤野町合併協議会の委員への就任を快くお引き受けいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

只今より、第1回相模原市・藤野町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

相模原市と津久井郡の各町とは、以前から、住民の交流はもとより、図書施設の相互利用を初め、津久井郡で発生する一般廃棄物の一部を相模原市において焼却するなど、様々な分野で広域連携を図ってまいりました。

このような状況の中、津久井郡各町から相模原市に対しまして合併協議の申し入れがなされたことを契機に、合併協議がスタートしたものでございますが、相模原市と津久井町及び相模湖町の1市2町の間では既に合併協議が調い、去る3月31日に県知事に対し廃置分合の申請を行ったところでございます。

一方、藤野町におかれましては、昨年6月に実施された藤野町の合併についての意思を問う住民投票の結果を受けて、相模原市に対して、1市4町合併の実現に向けて、合併協議の申し入れがございました。その上で、1市3町による任意合併協議会の協議成果を活用し、藤野町独自に合併の協議、検討を進められたことを踏まえて、去る3月議会で議決をいただき、本年4月1日付で、法定の協議会である相模原市・藤野町合併協議会を設置したものでございます。

また、城山町との合併協議につきましても、任意合併協議会に引き続いて、津久井町及び

相模湖町を含めた1市3町によって、本年4月1日付で、法定の協議会である相模原・津久井地域合併協議会を設置いたしましたので、相模原市と津久井郡のすべての町との間で合併協議の体制が整ったところでございます。

少子高齢化の急速な発展、高度情報化社会の到来など、社会状況が大きく変化する中、市町村には、地方分権の進展を踏まえて、これまで以上に自主性・自立性を持った個性あるまちづくりの推進が求められております。歴史的なつながりの深い津久井郡の各町と相模原市が合併し、それぞれの市町が持つ特性や地域資源を有効に活用し、まちづくりを進めることで、この地域全体が栄え、心の豊かさを実感できる住民生活の実現が図れるものと考えております。合併協議に当たりましては、様々な課題もあるものと思っておりますが、1市4町の合併という大きな目標に向かって一步一步前進をしていくことを期待いたしております。

傍聴においでいただいた皆様におかれましても、相模原市と藤野町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本協議会におきましても実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○田所事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長でございます倉田知昭藤野町長より、ご挨拶をお願いいたします。

○倉田副会長 一言、ご挨拶をさせていただきます。

藤野町におきまして、市町村合併につきましては、一昨年、昨年と色々紆余曲折がございましたが、昨年の6月27日、住民投票の結果、1市4町合併を目指す町民が、単独町政を大きく上回りました。町長といたしましても、議会といたしましても、投票結果を尊重する立場から、町内の調整を図りまして、津久井郡の3町長さん方の協力を得ながら、相模原市長さんに合併協議会への申し入れをさせていただいたところでございます。

平成16年4月1日には1市3町の任意協議会が立ち上がり、協議が進んでおりましたので、途中から藤野町が加わることによって支障を来す恐れがあることから、次善の策といたしまして、自前の組織を模索いたし、昨年の12月2日、町独自の藤野町市町村合併推進協議会を設置いたしました。そして、1市3町で進めてまいりました協議内容を確認いたしまして、本年1月までに計5回開催いたしまして、町の考え方を整理してまいりました。

このような経過を踏まえまして、1市1町の合併協議会設置をお願いし、この4月1日には相模原市・藤野町合併協議会規約に基づく協議書への調印、そして本日の第1回の合併協議会に至った次第であります。

相模原市と津久井町、相模湖町の1市2町合併を後追いする形とはなりましたが、誠心誠意努力してまいりたいと存じますので、皆様方のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○田所事務局長 ありがとうございます。



◎監 事 紹 介

○田所事務局長 続きまして、本協議会の出納を監査していただきます監事の皆様を紹介させていただきます。

初めに、藤野町代表監査委員でございます、小澤優様でございます。

続きまして、藤野町監査委員でございます、鈴木實様でございます。

ありがとうございます。



◎委 員 紹 介

○田所事務局長 続きまして、協議会委員の紹介に移らせていただきます。

本来でございますと、お一人ずつ委嘱状を交付させていただかなければならないところでございますが、時間の関係もございますので、委嘱状につきましてはあらかじめお手元に配付をさせていただきましたので、ご了解を賜りたいと存じます。

なお、お名前を紹介させていただきますので、恐縮でございますが、その場でご起立をいただきたいと存じます。よろしく願いをいたします。

相模原市側の委員から紹介をさせていただきます。

由比昭男様。山岸一雄様。小林一郎様。久保田義則様。三橋豊様。石井トシ子様。井口学様。根岸清様。矢越孝裕様。森繁之様。田中克己様。小林弘様。小山秀文様。中道重幸様。加藤久雄様。倉田義和様。佐々木道他様。中村和裕様。相澤由美様。佐々木宣彰様。山崎泰文様。

以上でございます。ありがとうございます。



◎アドバイザー紹介

○田所事務局長 続きまして、本協議会のアドバイザーの先生方を紹介させていただきます。

アドバイザーにつきましては4名の先生方をお願いをしておりますが、本日出席をいただいております先生を紹介させていただきます。

明治大学政治経済学部助教授、牛山久仁彦先生でございます。

なお、本日は欠席をされておりますけれども、東海大学政治経済学部教授、吉田民雄先生、一橋大学大学院法学研究科教授、辻琢也先生、横浜国立大学大学院工学研究院助教授、高見沢実先生にも本協議会のアドバイザーにご就任をいただいておりますので、併せてご紹介をさせていただきます。



◎事務局職員紹介

○田所事務局長 続きまして、当協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

私、事務局長の田所でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、事務局次長の内田でございます。

同じく、事務局次長の片野でございます。

お手元に事務局職員の名簿をお配りさせていただいておりますが、事務局につきましては、4月1日現在、相模原市及び藤野町の職員と県職員1名の派遣を含めまして、総勢15名で組織をいたしております。よろしくお願いをいたします。



◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の7、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長は会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただく2名を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会議長の由比昭男委員と藤野町議会議長の小山秀文委員にお願いをしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

□報告第1号 相模原市・藤野町合併協議会規約について

□報告第2号 相模原市・藤野町合併協議会幹事会規程について

□報告第3号 相模原市・藤野町合併協議会専門部会規程について

□報告第4号 相模原市・藤野町合併協議会事務局規程について

□報告第5号 相模原市・藤野町合併協議会財務規程について

□報告第6号 相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程について

□報告第7号 相模原市・藤野町合併協議会会議傍聴規程について

○小川会長 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項でございますが、報告第1号から報告第7号までは関連がございますので、事務局から一括して報告をいたさせます。

片野事務局次長。

○片野事務局次長 それでは、協議会資料の1ページをご覧ください。

報告第1号から第7号につきましては、4月1日をもちまして相模原市・藤野町合併協議会を設置し、同日付で規約、規程を施行させていただきましたので、本日は、本協議会に対して報告をさせていただくものでございます。

それぞれの概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第1号 相模原市・藤野町合併協議会規約について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条の設置でございますが、相模原市と藤野町を構成市町といたしまして合併協議を行うため、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、法定合併協議会を置くとするものでございます。

第2条の協議会の名称でございますが、本協議会の名称につきましては、相模原市・藤野町合併協議会とするものでございます。

第3条の協議会の事務でございますが、1号から3号までございます。合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議、市町村の合併の特例等に関する法律に基づきます合併市町村基本計画の作成、このほか、関係市町の合併に関し必要な事項に関する協議を行うものでございます。

第4条の事務所の位置でございますが、協議会の事務所は相模原市に置くものでございます。

第5条の組織でございますが、本協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織するものでございます。

第6条の会長及び副会長でございますが、第1項で会長及び副会長の選任方法につきまして、第2項で会長の身分及び任期につきまして規定をいたしておりますが、関係市町の長の協議により、本協議会の会長には相模原市長を、副会長には藤野町長をもって充てるものでございます。

第7条の委員でございますが、合併協議会の委員につきましては、地方自治法と市町村の合併の特例等に関する法律によりまして、委員となるべき者の範囲が定められておりまして、本協議会の委員につきましては、1号から4号に規定いたしておりますが、1号では本協議会を構成する関係市町の長を、また2号では本協議会を構成する関係市町の議会の議長をそれぞれ充てるものでございます。3号では、本協議会を構成する関係市町の議会の議員のうち、それぞれ3人を議会で選出いただき、その議員をもって充てるものでございます。また4号では、関係市町の長の協議により、本協議会委員として17人の方を選任いたしております。また第2項で、委員の身分、任期につきまして規定をいたしております。

2ページをご覧ください。

第8条は、会長及び副会長の職務につきまして規定をいたしたものでございます。

第9条の会議でございますが、会議につきましては会長が招集するものとしております。また第2項では、会議を招集する際の手続につきまして規定をいたしております。

第10条の会議の運営でございますが、本条は、協議会の会議の運営に関します基本的な事項につきまして規定をいたしたもので、第1項では会議の成立要件を、第3項では会議を原則として公開で行うことを規定いたしております。

第11条のアドバイザーでございますが、先ほどご紹介を申し上げました4名のアドバイ

ザーの方々のご協力をいただくことになってございます。

第12条の委員会でございますが、協議会が担う事務の一部を調査、審議させるため、必要に応じて会長が委員会を設置することができる旨、規定をいたしたものでございます。

第13条の幹事会でございますが、関係市町の職員によって構成する幹事会を置くものでございます。

第14条の事務局でございますが、4月1日付で事務局を設置させていただいております。

第15条の経費の支弁でございますが、協議会の運営に要する費用につきましては、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担をするものでございます。

第16条の監査でございますが、協議会の監査につきましては、先ほどご紹介を申し上げました2名の監事の方に監査をしていただくということになるものでございます。

第17条の財務に関する事項でございますが、協議会の財務に関する事項につきまして、総括的に規定をいたしたものでございます。

3ページをご覧ください。

第18条の協議会解散の場合の措置でございますが、協議会を解散した場合の出納処理について規定をいたしたものでございます。

本規約につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。

なお、4ページから6ページに、規約に規定をいたします関係市町の長が協議して定める事項であります、会長及び副会長、経費の支弁、監査及び委員のうち学識経験を有する者につきまして協議をいたしました内容を、相模原市・藤野町合併協議会規約に基づく協議書として作成をいたしております。

次に、資料の7ページをご覧ください。

報告第2号 相模原市・藤野町合併協議会幹事会規程について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条は幹事会設置の趣旨を、第2条は幹事会の所掌事務を、第3条は、幹事会は4人をもって組織することといたしております。

8ページをご覧ください。

第6条でございますが、規約に基づきまして、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置くことといたしております。

このほか、第7条、報告、第8条、庶務、第9条、委任を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

次に、資料の9ページをご覧ください。

報告第3号 相模原市・藤野町合併協議会専門部会規程について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条は専門部会設置の趣旨を、第2条は、専門部会の組織といたしまして、別表に掲げる専門部会ごとに、協議会を構成する市町の部長相当職又は課長相当職をもって充てることといたしております。

第5条の分科会につきましては、必要に応じて専門部会に分科会を置くことができるといたしております。

このほか、第6条、報告、10ページでございますが、第7条、庶務、第8条、委任を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

10ページの別表でございますが、企画部会から会計部会まで21の専門部会を置くことといたしております。

次に、資料の11ページをご覧ください。

報告第4号 相模原市・藤野町合併協議会事務局規程について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条は事務局設置の趣旨を、第2条は事務局の所掌事務を1号から5号まで掲げてございます。

第3条、第4条は事務局の職員につきまして、第5条は会長の決裁事項につきまして、12ページでございますが、第6条、専決事項、第7条、公印、第8条、第9条につきましては職員の勤務条件等を、また第10条、事務の処理方法を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

12ページの別表でございますが、第7条関係の公印につきまして規定をいたしております。

次に、資料の13ページをご覧ください。

報告第5号 相模原市・藤野町合併協議会財務規程について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条は財務規程の趣旨を、第2条は歳入歳出予算について規定をいたしておりまして、協議会を構成する市町の負担金、その他の収入をもって歳入といたします。また、協議会の事務の執行に要する経費をもって歳出といたします。

そのほか、第3条、予算の款及び項の区分、第4条、予算の補正、第5条、出納及び現金の保管、第6条、協議会出納員、第7条、決算、14ページでございますが、第8条、収入及び支出の手続を規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、協議会委員、監事、アドバイザーの謝礼につきましては、相模原市・藤野町合併協議会謝礼基準を別に定めさせていただいております。

次に、資料の15ページをご覧ください。

報告第6号 相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条は会議運営規程の趣旨を、第4条は議事の進行でございますが、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とさせていただきますが、ただし書きにございますように、意見が一致しない場合につきましては、出席委員の3分の2以上の賛同をもちまして決するものとさせていただいております。

次に、第6条は傍聴でございますが、会議は傍聴することができるものといたしております。

16ページをご覧ください。

第8条は会議録でございますが、議長は、第1項の1号から4号に掲げてございます事項を記載した会議録を調製するものといたしてしております。特に、第3項につきましては、会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものといたしまして、先ほど、本日の第1回合併協議会の会議録署名人につきまして、議長からご指名をさせていただきました。

それから、第9条、会議録等の公開でございますが、会議録及び会議に提出された資料は、

公開を原則といたしております。

本規程につきましては、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、会議録につきましては、発言者の氏名等を入れて作成をさせていただき予定でございますので、ご了解を賜りたいと存じます。

次に、資料の17ページをご覧ください。

報告第7号 相模原市・藤野町合併協議会会議傍聴規程について。

平成17年4月1日施行の相模原市・藤野町合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

第1条は会議傍聴規程の趣旨を、第3条、定員でございますが、一般席の定員は50人とさせていただいておりますが、会場の都合により定員を増減することができるものとさせていただいております。

第4条は傍聴の手続でございますが、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超える場合には、抽選をさせていただきものとさせていただいております。

このほか、第5条、会場に入場することができない者、第6条、傍聴人の守るべき事項、第8条、職員の指示などを規定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告第1号から報告第7号につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から報告がございました。

ここでご質問等をお受けしたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ、私から指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いいたします。

では、只今の報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

加藤委員さん。

○加藤委員 藤野町の委員の加藤久雄と申します。

簡単に3点ほど、報告事項に関しまして質問をさせてもらいたいと思います。

規約の関連でありますけれども、今回の合併規約によりますと、今回の法定協議会の設置目的の中で、合併の是非を含めてこの協議会は協議していくんだと、このように書かれてあ

る訳であります。そこで、この規約上の中において、合併の是非というふううたっている以上は、どこかでもって合併の是非を含めて検討しなければいけないのではなかろうかと私は思っておる訳でありますけれども、今後のスケジュールの中でもって、合併の是非を正面から、どこでどのような形でもって合併の是非を協議するつもりでいるのかどうか、その辺のところをひとつ1点お伺いしたいなど、こんなふうは今考えています。

それから、規約上の関連でありますけれども、2つ目の質問でありますけれども、この協議会規約によりますと、すべての協議案件の提案権は、相模原市長さんであります小川市長さんの方がお持ちになっていると、このように、規約上、私は考える訳でありますけれども、私も、もちろん、そこで提案されるのは、藤野町の町長さんと、それから相模原の市長さんで協議をし、そこで一致が得られたものを提案するのことは思いますけれども、私は、こういうふうな協議会でありますから、やはり提案権は1本ではなくて、委員からの提案も認めた方がいいのではなかろうか、このように今思っている訳です。

つまり、どういうことを言いたいかと言いますと、ある程度の委員の賛同があった場合については、それは当然に、一つの議題として取り上げた方が、私は、こういう協議会である以上、ふさわしいのではなかろうかと、こういうふうに通っておる訳でありますから、ひとつ、そうした委員の提案権を規約上どのようにしていただけるのか、またそのつもりはないのかどうか、私はお伺いしたいなど、このように考えております。

それから、3点目でありますけれども、今、この協議会の運営規程によりますと、全会一致をもって運営をします。私はこの点については大賛成でありまして、これだけ大きな大事な問題でありますから、すべての委員が一致をして、すべてを進行する、これは基本的な姿勢として大賛成であります。しかし、一致を得られない場合については3分の2と、こういうことが書かれておりますけれども、それとの関連でありますけれども、今、協議会の委員のここの27名、市長さんを含めて27名の委員の名簿があります。そこで、私は、当人を前にしてこのようなことを言っているのかどうか、不適切であることは重々承知でありますけれども、この法定協議会は、藤野町と相模原市さんとの合併に向けた法定協議会だと私は理解しております。しかしながら、この法定協議会の委員の中に、県の職員である方であるとか、1市1町に直接——これは大変失礼だと私も言いながら思っています。直接関連がないと言ったら失礼でありますけれども、県の職員の方が入っているように見受けられます。

私は、このような1市1町の将来を決めるに当たりまして、このような、もし全会一致であるならば私は結構だと思いますけれども、しかし、不幸にして多数決、特別決議という事

態になってきたときに、これらの——失礼なことは言っていて十分分かるんですけども、私は、こういうふうな1市1町の運命を決めるに当たりまして、1市1町と直接関連性のない委員の方が、将来のこの特別決議の表決をする場合において、この表決権を授けることがいいのかどうか。私は、むしろ、そういう立場ではなくして、やはり違った別のを与えて、高い次元からアドバイスをいただくなり、或いは仲介の労をとっていただくなり、私はその方が、むしろ委員の構成として適切ではなかろうかと、このように私としては考えております。どのようなになるかどうか分かりませんが、そうしたことが検討されていただけるのかどうか、この3点について、とりあえず質問させてもらいたいと思います。

○小川会長 事務局次長。内田次長ですか、どうぞ。

○内田事務局次長 それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目、合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議ということで、こちらの協議会の事務というふうになっております。これにつきましては、また本日も後ほどスケジュール等についてご説明をさせていただきますけれども、協議事項として合併協定項目をご議論いただきますし、協議会につきましては事務局の案をスケジュールについてご説明をさせていただこうと思っております。基本的な考え方といたしましては、合併の是非というのは、それぞれの合併協議項目の積み重ねだというふうに私どもは考えておりますので、そうした積み重ねがすべて調った場合に、合併が是になると、こういうふうに考えているものでございます。

それから2番目に、提案権の問題でございますが、これにつきましては、今回の合併の協議会の構成でございますけれども、資料の37ページをちょっとご覧いただきたいと存じますが、この合併協議というのは、大変多数の事務事業の調整を含めまして、協議する事項がかなり専門的なことに及んでまいります。そこで、先ほども規程の中でご説明をさせていただきましたけれども、協議会の下に幹事会、専門部会というふうに組織を作りまして、また合併協議会事務局というものを作りまして、積み上げて協議案をお出しするというふうになっております。従いまして、幹事会で助役中心の協議をしていただきまして、それから会長名で出させていただくということでございます。今お話がありましたように、色々な協議をしてほしい事項等ということであれば、協議項目の決定の中で、こういう協議項目をするべきではないかというご議論を協議会の中でしていただければというふうに考えているところでございます。

そして、3つ目でございますけれども、今のお話は規約の第7条の委員の関係だと存じま

すけれども、これは合併、いわゆる合併新法に基づく合併協議会でございますけれども、これは、旧来の合併特例法と同様に、法律に基づいて議会の議決を経て設置されたものでございまして、7条を見させていただきますと、関係市町の長、それから議会の議長、それから議員と、こういったような形になっておりまして、第4号で、関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者というふうになっております。従いまして、この中で、当然、相模原市の方、或いは藤野町の方、そして学識経験を有する方ということで、2市町で協議の上、このような形になっておりますので、必ずしも、相模原市と藤野町の合併協議会の委員が必ず2つの該当団体から出なければいけないと、こういうものではないということで、市町村合併に関する学識を持っている方ということでお願いしているところでございます。

以上でございます。

○小川会長 いかがですか。

どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 それでは、もう一度だけ質問させてもらいたいと思います。

今の答弁はよく分かるんですけども、しかし、今、ここに書かれていることなどを、再度、その説明を受けただけのような感じが私はいたします。私は、確かに、合併の是非については、どこかできちんとトータルでもって合併の是非を考えた方がいいのではなかろうかと。それは、私が合併に消極的だとか積極的だとか、そういうことではなくして、これだけ重大な問題でありますから、私は、どこかでもって合併の是非をきちんと正面にとらえてやった方がいいのではなかろうかと、こんなふうに私は考えている訳です。

今の説明によりますと、すべての協議事項を積み重ねまして、積み上げ方式にのっとして1つずつ判断をして、その結果が合併になっていくんだと、こういうふうな説明でありますけれども、しかし、私は、それは確かにそういう一面はありますけれども、それは、私はどこか不十分ではなかろうかと。合併でありますから、総合的に、やはりすべての全体的な状況を、個別な協議事項を協議して、その結果が合併ということもありますけれども、しかし、また別の観点からこの合併を考えるとするならば、正面から合併に向けて協議をこの協議会できちんとやるべきだろうと、こういうふうに私は思っていますので、ひとつそれを協議事項の中にきちんととるべきだと、このように私は考えておりますので、再度主張させてもらいたいというふうに思います。

それから、議案の提案権でありますけれども、確かに、幹事会等、下からどんどんどんどん積み上げてまして、最終的には相模原市長さんの方から提案をされると。これはよく分かる

んですけれども、私が言いたいのは、やはりこれだけの委員が20数名いる訳でありますから、委員の方からこういうふうな内容を、私は是非も含めて提案をしたいんだと、こういうふうな強い希望があれば、私は、それを提案権としてきちんと規約上位置付けるべきだと。位置付けた方がいいのではなかろうかと、こういうことを言っている訳でありまして、ただ単に、今こういうふうな要望事項があれば、それを提案して、それをこの場でもって協議をして、受け入れられれば、それは協議事項になるだろうと。これを受け入れられなければ、私は、考えてみれば、それも今の規約、これからするならば、すべてそれが協議事項になるかどうかは、全会一致、或いは場合によっては特別決議でもって了解をいただかなければ協議事項にもならないということでもありますから、私は、基本的に一定の賛同が委員の方から示された場合については、これは当然として提案権を委員の提案権として認めるべきだ。そのことを規約上きちんとしておくべきではなかろうかと、こういうことを言っている訳でありまして、今の答弁、よく分かるんですけれども、私にとってみれば極めて不十分であるというふうな印象を持っているものですから、再度の答弁をお願いしたいなというふうに思っています。

それで、委員と表決の関係でありますけれども、私は、それぞれ考え方がこの辺は違うんでしょうけれども、少なからず、私は、この1市1町の法定協議会は、相模原市さんと藤野町の将来を決めることだと思っています。ですから、私は、そこから選出をされた、構成団体から選出をされた委員がこの将来を決めるべきであると。決めた方がいいのではなかろうかと、こういうふうなことを言っている訳でありまして、やはり県の方々であるとか、それはまた違った、もっと高い時点での違った位置付けというものがあるのではないのかなと、こういうことを私は主張して、もし回答いただけるところがありましたらひとつ回答をいただきまして、この点を主張して終わりたいと思います。

○小川会長 事務局次長。内田次長。

○内田事務局次長 まず最初の合併の是非の関係ですけれども、これから協議事項を本日もご説明をさせていただきますけれども、協議第3号で合併協定項目についてというものがございまして、この中で、それでは合併の是非というのを入れるのかどうかというのをご議論いただければと存じます。

それから、2番目の提案権の関係でございますけれども、報告第1号でご説明いたしました相模原市・藤野町合併協議会規約は、これはもう既に両市町議会の議決を経て確定しておりますので、これを変えるということは現在のところ考えられないのではないかとこのふう

に思っております。

それから、3番目の委員の関係でございますけれども、学識者として、市町村合併の場合、県職員に入らせていただくということは、全国的にも、かなりの数、行われているものでございます。

以上でございます。

○小川会長 いかがでございましょうか。このことについて、ほかにご発言ございますですか。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 小山でございます。

今の加藤委員と全く同様の質問をお聞きしたいなというふうに思っておりました。ご説明の中で、学識経験者というふうな形で委員が全国的に張り付けられているというふうなお話もよく分かる訳であります。ただ、第4条、15ページの第4条で、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則としているというふうなことがございます。この原則をどこまでどのように行使するかというふうなことが大変問題になるのではないかなというふうに思います。議会で言います3分の2以上というのは、これは特別多数決という形になろうかというふうに思います。また、出席者の関係でもその是非は大分動くのではないかなというふうに思っている訳であります。この全会一致をもって進めることを原則とするというふうな形が、全会一致ではない場合は、即、この3分の2以上の賛同をもってどんどん進めてしまうのか、ある程度、分科会や会長さんが定められるものに落として色々していただけるのか、最初でございますので、そういうふうなことを聞いておきたいと思っております。

要するに、協議会が進んでいく間で、全会一致にならないことが出てくると思います。そういう場合に、会長として、この第4条を、原則をどこまで行使するのかというふうなことが一番気がかりなのでございます。例えば、話し合いの中で、平行線ですっというふうなことになるれば、このようなことも致し方ない訳でございますけれども、歩み寄りができるのでしたら原則を重視していただきたいというふうに思います。議長の小川市長には、原則、これをどのようにとらえて会議を進めていただけるのかというふうなことをご質問したいというふうに思います。

○小川会長 それでは、私からお答えをさせていただきます。

議決は、原則として全員一致ということでございます。あくまでも原則。どうしてもというふうな場合には3分の2以上ということでございますが、今、それでは全会一致にならない場合には、今ちょっとご提案があったように、分科会とかいうこともあり得るかと思いま

す。中身によってだと思えます。中身によって判断をしたいと、このように思っています。何でもかんでも機械的に、全員一致にならないから、それでは3分の2だと、こういうことで頭から決めてかかっている訳でもないし、これはもう皆さんのご意見をいただきながら、これはちょっと別にご相談した方がよろしいかなと判断した場合には、そういった場を作る。これは十分あり得ることかなと、こんなふうにも思っております。前もってそういうものを用意するという約束もできませんし、しないという約束もいたしません。ちょうどここに書いてある文面そのとおりで、ひとつご解釈をいただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

○小山委員 小山でございます。

会議を進めていく中で、これから出てくることですが、スケジュール等がございます。ただ、私ども藤野町議会といたしましても決議事項がございます、それをここで今ご披露するつもりはございませんが、十二分に時間をかけて、やはりいいものを作るのでしたら作っていかねばならない。言えることは言っていかなければならないというふうな立場から、町としてそのようなことで思っております。要するに、会議の期限を区切られて、今日はこの日で、これを全部、全会一致にしなければならぬ——取り越し苦労でございますが、そのようなことがないよう、議長の小川市長様には是非ともよろしくお願ひしたいというふうなことで、要望として申し添えておきたいと思えます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○小川会長 内容によって考慮いたします。

いかがでございましょう。このことにつきまして・・・。

中道委員、どうぞ。

○中道委員 藤野町の中道でございます。

報告第6号の、先ほど来、質問がある4条の関係で、1点だけお聞きをしたいと思えます。全会一致ということでございます。そして、それができない場合は3分の2というようなことですけれども、それが堂々巡りであった場合に、例えば継続はあるのかどうか、その辺をちょっと1点、聞きたいと思えます。

○小川会長 私にお聞きなんですね。どっちですか。私ですか。

○中道委員 いや、事務局でも結構です。

○小川会長 では、事務局、どうぞ。内田次長。

○内田事務局次長 継続は十分あり得ます。

○小川会長 いかがでございましょうかね。このことについて、関連をして。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 座って発言をさせていただきます。相模原の井口でございます。

合併の是非を含めたという、合併をするかしないかということを正面切って協議したらどうかというご提案に関しましては、一つ提案なんですけれども、最後に合併協定書についての議論があるかと思えます。合併協定をするということ、その協定をする前提となって中身が全部出てくると思うんですが、それは報告の議題で上がっていますけれども、それを協議の議題にさせていただいて、全体の協議が終わった後に、合併協定をするということに関して賛否を問うて、合併を正面から検討するという扱いにしたかどうかというのが1点でございます。

もう一つ、議決のところの3分の2に絡めまして、県の方がお二方入っていてというふうに2つを関連づけてのご意見がございましたが、私は、学識経験者という立場で、この方がふさわしいということであれば、それを議決に絡めてご意見が出るのはおかしいと思っております。学識経験者としてこの方々でいいという結論が出れば、その後の賛否に関しましてはその人その人のご意見でやっていただければいいということで、この人がどこから出ているから、3分の2に関して、その多数決を、この方を入れて多数決をするのはおかしいのではないかというようなご意見は、私は逆におかしいと思っております。学識経験者として、或いは委員としてこの方をお願いするということが妥当であれば、そこから先は、その人のご意見で賛否を出していただければいいのかなと思っておりますので、その点は、私は、ご意見が出た方とは違う意見を持っておりますので、これはこのままでよろしいのではないかなという意見でございます。

以上です。

○小川会長 何か。今2点ございました。関連してご意見ございませんか。

事務局から特に何かありますか。最終、いわゆる是非の問題。是非の問題。

では、内田次長。

○内田事務局次長 井口委員からご提案がありましたことは、35ページを、ちょっと皆さん、ご覧いただきたいと思いますが、これは、今日、その他の最後のところでご説明しようと思っていたところなんですけれども、事務局としてはこのようなスケジュールで考えていて、左側の一番下のところを見ていただきますと、11月上旬、第6回合併協議会となっておりますが、最後に報告事項ということで、合併協定書の調印とございます。当然、この調印に

至るまでには、1番から30番までの協議事項について、皆さんがよしと、それでいいというふうに決まった場合に、その中身がこの合併協定書になるものでございまして、今、井口委員のご提案というのは、この合併協定書の調印をするかどうかということ、報告事項ではなくて、これを最後に皆様で協議したらどうかというふうなご提案だと存じます。

その辺につきましては、先ほども、加藤委員のご質問に対して、私、申し上げましたけれども、本日の協議事項の協議第3号で、合併協定項目についてということがございますので、ここで30項目挙げてございます。これは事務局から幹事会、そして会長からご提案させていただいている訳でございますけれども、この30項目について、これでよろしいかどうかご議論いただくときに、併せまして、この合併協定書の調印というものを、報告事項でなくて、協議事項にするのかどうか、これを皆様でご協議いただけたらと思います。

以上でございます。

○小川会長 事務局はそのように申しておりますが、いかがでございましょうかね。

協議事項ということの31ということになるんですか。31ということになるんですね。今は30ということになっていますが、31にそういったものを入れるかどうかということのようでございますが、いかがでございましょう。結果的には同じことでしょうけれども、いかがですか。

今ちょっと情報が入ったんですが、この後の合併協定項目の審査をするチャンスが、機会があるようですので、そのときに、いわゆる31を入れるか入れないかというようなこともひとつご議論いただければなとも思いますが、いかがでございますか。今日のこの場では、そういうご意見があつて、ちょっとペンディングにしておいてということなんですが、いやいや、それとも、そんなのは必要ないよということがあれば、またそうなんですが、ありましたらひとつ。

はい、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 私は、井口委員さんがおっしゃいましたけれども、そのような方向で、もし会長さんの方で取り計っていただければ、報告事項よりも協議事項の方が、私は、せつかくのこういうふうな協議会の席でありますから、その方が私は適切かなと思いますので、そのような扱いはできるものであるならば是非してほしいなということで、賛同させてもらいたいというふうに思っています。

○小川会長 そうですか。いかがでございましょう。この場をひとつ通過しなければいけませんので、この場でもちろん決めないまでも、この後日の協議事項を決定する際に、改めてと

申しますか、協議をするということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 では、このことにつきましては、そのようにさせていただきたいと思います。

そのほかにご覧いませんか。そのほかにご意見。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 小山でございます。

資料の20ページ——これは協議第2項だ。大変失礼いたしました。ちょっとページをめくり過ぎまして、発言取り消しでございます。

○小川会長 そうですか。

他にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○小川会長 ご覧ませんようでしたら、報告第1号から7号までにつきましては、ご承認をいただいたということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、左様決しました。

次に、協議事項に入らせていただきます。

初めに、関連がございますので、「協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について

□協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について

○田所事務局長 それでは、資料の19ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について。

平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について、次のとおり協議を求める。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画につきまして、1でございますが、会議の開催でございます。相模原市及び藤野町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会

の会議を開催するものでございます。

2といたしまして、合併市町村基本計画の作成でございます。これは、旧法の場合には市町村建設計画という名称でございましたが、いわゆる合併特例法が改正になりましたので、新法に合わせて合併市町村基本計画ということになってございます。これにつきましては、合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成するものでございます。

3といたしまして、行政制度等の調整方針の協議でございます。主要な行政制度等につきまして、合併協定項目として調整方針を協議いたすものでございます。

4といたしまして、合併協定書の調印でございます。合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づきまして、合併協定書の調印を行うものでございます。

5といたしまして、広報の実施でございます。合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集等を行うものでございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について。

平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について、次のとおり協議を求める。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

平成17年度の本協議会の予算でございますが、歳入歳出予算、それぞれ4,000万円と定めるものでございます。

別表の方をご覧くださいと存じます。

歳入につきましては4,000万円で、市町でそれぞれ負担をするものでございます。

歳出につきましては、事業費といたしまして3,494万円、それから総務費といたしまして488万9,000円、予備費について17万1,000円の合計4,000万円とするものでございます。

以上で、協議第1号及び協議第2号についての説明とさせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について」の説明がございました。

協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、佐々木委員。

○佐々木（道）委員 藤野町の佐々木でございます。

まず、19ページの合併協定書の調印という項目があるんですけども、これは協議会として合併協定書の調印をする訳ですか。ここが、合併協定書の調印ということになれば、藤野町と相模原市の調印なので、協議会で調印というのはおかしいのではないですかと思うんですけども、事務局の考えをお尋ねしたいと思います。

○小川会長 事務局、誰かな。事務局長。

○田所事務局長 協議会の中では、様々な合併協定項目等についてご協議をいただくことになる訳でございますが、本協議会の構成団体は、相模原市と藤野町で構成をいたしておりますので、その両市でもって最終的には調印を行うという意味でございます。

以上でございます。

○小川会長 どうぞ、佐々木委員。

○佐々木（道）委員 それは、持ち帰って、協議会が終わった後、各議会で議決した後の話ですか。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 合併協定書につきましては、最終的には本協議会の中でご議論いただいた内容について取りまとめをするものでございます。

なお、合併協定書自体は、議会の議決等については必要がないものでございます。ただし、今までの事例で申し上げますと、この間、先日行われました1市2町の合併協議に関しましては、参考として議会の方にはお出しをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○小川会長 佐々木委員。

○佐々木（道）委員 よく分かりました。

○小川会長 他にございませんか。

小山委員。

○小山委員 座ったまま失礼させていただきます。

まず、19ページの広報の実施であります。広報の実施につきましては、ここに書かれているとおり、協議会だよりの発行及びホームページの開設等、情報提供というふうなことになると思いますが、この意見の募集を行うと。この意見の募集というのはどのような方法で行うのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、20ページの予算でございますが、4,000万円というふうなことで、洋洋の流れがある中で、藤野町2,000万円、相模原市2,000万円で、合計4,000万円の負担金で運営する訳でありますけれども、既に、この広報の関係で、合同号という、合同発行という広報、議会だよりの協議会だよりがございますが、できればそのように、私どもは最終的に1市4町というふうな形でございますけれども、今、この協議会は、藤野町と相模原市の協議会というふうな形で、このように、紙面の都合上なんでしょうけれども、合同で合併だよりが出されたというふうなことになる、この予算の内訳がよく分からないとかなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

その2点、質問させていただきます。

○小川会長 事務局、いかがですか。

事務局長。

○田所事務局長 まず、1点目の意見の募集についてのお尋ねがございましたけれども、これは、ホームページの中等におきまして書き込みができるような形をとりたいというふうに考えてございます。それから、合併協議会だよりの中には、常に本協議会の事務局の連絡先等を明記させていただいてございます。そういった中で、そういったところからご意見をいただくということもございます。

それから、特に、意見の募集ということで、改めて募集をするケースということもあり得るというふうに考えてございまして、これは、先ほど説明申し——これからもまた説明させていただきますが、合併市町村基本計画を作ってまいりますと、そういったことに対して住民の方々のご意見をいただく必要性が出てまいります。そういったときには、合併協議会だよりの、或いはホームページ等によって呼びかけをいたしまして、意見の募集をさせていただくというふうに考えているものでございます。

それからもう1点、合併協議会だよりの関係についてのご意見がございました。この合併協議会だよりにつきましては、1市4町のそれぞれ首長さんの会議等の中で、これについて極力合同して発行することによって、1市4町共通の情報をお示しさせていただくというふうなことで考えてございますので、極力合同で、私ども事務局としては発行をしていきたいというふうに考えてございます。

ただし、必要により、例えば、1市1町だけでお知らせをしなければいけないようなケース、或いは1市3町だけでお知らせをしなければいけないようなケースというのも、当然これは考えられる訳でございますので、そういった場合にはそれぞれの協議会で発行していく

という考え方でございます。

それから、合同で発行した場合の予算の考え方でございますが、これは、今3つの法定協議会を私どもは持っておりますので、これらに関連する内容について合併協議会だよりを合同で発行した場合には、それぞれ3分の1ずつ負担をするということで取り決めをさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○小川会長 いかがですか。他にございませんか。

では、小山委員、どうぞ。

○小山委員 まず、ホームページへの書き込み、意見の募集の件でございますが、ホームページへの掲示板かなんかでの書き込みかというふうに思いますが、これですと結構、意見の募集と言いますけれども、限られてしまうのではないかなというふうに思っております。先の1市2町の時、相模原市さんの方では、たしかパブリック・コメントとかというのを実施していただいたというふうに聞いております。また、藤野町の方では、広く意見を募集するというような形だと、結構段取りを付けなければなかなか、パブリック・コメントのその制度がございませんので、そこら辺も勘案していただきまして、事業の実施に考慮していただきたいというふうに思います。

また、次の20ページの予算の関係なんですけど、3つの協議会で3分の1ずつというふうな、広報の紙面で3分の1が私どもの1市1町の協議会が使えているか使えていないかということもそうなんですけど、あと、やはり人口の規模からしますと、大変言いにくいことなんですけど、うちは相模原市さんの62分の1しか人口がない訳でございますので、そこら辺で、ただ、協議会の先にそのように取り決めがあるというふうなことでしたら、致し方ないというふうに思うしかない訳でございますが、そこら辺を3分の1ずつというふうなことに決めたという経過等が分かりましたら、細かく説明していただけないでしょうか。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 先ほどの、まず1点目のパブリック・コメントの関係がございましたけれども、合併協議会としてパブリック・コメント要綱のようなものを改めて作る必要があるかどうかというところは、事務局内部でちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

ただし、今ご質問の中にございました、相模原市で行ったパブリック・コメントにつきましては、合併協議会とは別に、相模原市単独でパブリック・コメントを行っておりますので、それとは切り離してお考えいただく必要があるというふうに考えてございます。

なお、先ほど申しあげました合併市町村基本計画等については、合併協議会として、合併協議会だより等を使いましてご意見の募集をさせていただくということでございますので、実質的にはパブリック・コメントと同様のような効果は得られるのではないかというふうには考えてございます。

それから、協議会だよりの費用の負担の関係、3分の1というお話でございますが、これにつきましては、極端に申し上げますと、紙面の、例えばどのぐらい使ったかによって、その負担を割り振るであるとか、或いは人口によって割り振るとか、様々な方法が考えられるというふうには考えております。ただ、これらについて事務局内部で色々精査をいたしましたけれども、そういたしますと非常に事務が煩雑になるというようなことがございます関係で、あえて各協議会として、例えば2つの協議会が記事を書いた場合には2分の1ずつ負担をしましょう、3つの協議会がすべて記事を書いた場合には3分の1ずつを負担させていただきましょうというようなことで取り決めをさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 はい、どうぞ。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（道）委員 今回の関連質問でございますけれども、3月議会で相模原市も藤野町も予算を通しておる訳でございますけれども、先に予算を通して、合併方式は後で協議する訳ですから、先ほど小山委員よりご発言がありましたように、合併方式によって町、市の負担を考えることはできないのでしょうか。今、公平に、対等合併ならば公平ということもあるんでしょうけれども、恐らく合併方式が併合という形になるならば、予算につきましてもご配慮があつてしかるべきなのかなとは考えていますけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 田所事務局長。

○田所事務局長 各市町の予算の負担につきましては、本協議会の中での協議というよりも、その前段の各市町の中での議論というふうには考えてございます。私どもとしては、それぞれの市町の負担、今回の場合については2分の1ずつ負担をしましょうということで協定と言いますか、合意書を取り交わしまして、その中で私ども協議会としては運営をさせていただくという考えでございます。

以上です。

○小川会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（道）委員 今回の事務局の発言ですと、それだったら報告事項ではないんですか。どこをもって協議事項と言っている訳でしょうか。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 この予算の内容については協議をいただくということでございます。

○小川会長 他にございませんか。

はい、山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 藤野町の山崎と申します。

協議1番項が進んでしまっておりますけれども、以前より気になっていた点を1点と、あとスケジュールに関する点を1点、ご質問させていただきたいと思います。

この法定協議会は、1市1町で今後数回の協議を進められていく訳でありますけれども、先ほど会長のご挨拶にもありましたように、最終的には1市4町の合併に向けて前進していくと。私も一個人として、1市4町の合併というものは、将来を考えたときには必要なことだと思っておりますし、賛成するつもりでございます。しかしながら、既に1市2町が法定協議会を終了しまして、様々な案件を審議して、採択されている訳であります。1市1町として今後法定協議会を進めていく上で、色々な恐らく議論があると思っておりますし、最終的な採択、それは高い次元で採択していかなければいけないと思うんですが、1市2町で決められて、結果として今出ているものと、この1市1町の法定協の中で出てきたものが、必ず到達点が同じになることはあり得ないと思うんですけれども、その辺の調整をどうされていくのか、ここでの議論が無駄にならないようにするために、どのように弾力的に解決していくのかをお聞きしたいと思います。

それから、スケジュールに関する件なんですけれども、本日、その他の事項ということで案件として挙がっておりますけれども、6回の協議ということで、今、案として出ております。4回目と5回目に、13案件と16案件を1回の協議で協議、或いは審議していく訳だと思っておりますけれども、ちょっとボリュームが大き過ぎるのではないかなというふうに思っております。あくまでも案件ですので、今後調整ができるものと思っておりますけれども、その他の中でも協議できるのであれば、先ほど来、意見が出ていますように、エンドポイントを区切らず、数回、また流動的に会議の開催ができるようにしておいた方が、よりいい議論、そしていい結果が生まれるものだというふうに思っておりますので、以上2点、よろしくお願ひしたいと思います。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 まず、1点目の1市2町の合併協議結果との調整でございますけれども、相模原市としては、津久井町と相模湖町と協議を、市町レベルの協議を終了しているという

ことでございます。ですから、相模原市と藤野町との合併協議におきましても、それらを踏まえた形で協議に臨むというのが論理的であるというふうに考えております。

それから、スケジュールに関してでございますけれども、ボリュームの関係ですが、これは、これも後ほど説明しようと考えているところでございますけれども、昨年来からの経緯で、1市3町の任意協議会でこういった項目については一度行っているということ。それから、先ほど町長さんのご挨拶にもありましたけれども、藤野町さんの中でも協議を、協議と言いますか、町の中での検討を行っている。そういうことを踏まえまして、若干多いように見えるかもしれませんが、このような形で事務局としては提案させていただいているところでございます。

以上です。

○小川会長 どうですか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 度々恐れ入ります。この法定協に委員として臨む上でのモチベーションというか、協議した内容が、恐らく最終的な一行政区域に議会の議決があればなる訳ですけども、議論して採択した内容がちょっと違うぞというときにはどういうふうな調整方法を考えてられるのか。或いはここで修正したものが出てくるのか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけども。

○小川会長 どうぞ、内田次長。

○内田事務局次長 ちょっとご質問の趣旨がよく分からなかったんですけども、要するに、1市2町の協議内容と矛盾する結果が出た場合ということでございますか。

○山崎委員 はい。

○内田事務局次長 基本的には1市2町の協議をしてきている訳でございますので、その1市2町と、その程度は、ある程度、その事務事業の内容によって生じるかもしれませんが、全く異なるようなことが協議の結果として決まるということは考えられないのではないかと事務局としては考えております。

○小川会長 どうぞ、山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。会議に臨む上で、我々も常に、先だって可決されている1市2町の結果を踏まえつつ議論していくということで、そういったそれぞれ意識を持って臨めばいいというふうなことだと思います。ありがとうございます。

○小川会長 他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 ございませぬようですので、お諮りいたします。

「協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について」、原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしの聲がございませぬ。

「協議第1号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会事業計画について」並びに「協議第2号 平成17年度相模原市・藤野町合併協議会予算について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第3号 合併協定項目について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせませぬ。

田所事務局長。

□協議第3号 合併協定項目について

○田所事務局長 それでは、お手元の資料、21ページをお開きいただきたいと存じませぬ。

協議第3号 合併協定項目について。

相模原市・藤野町合併協議会における合併協定項目について、次のとおり協議を求めぬ。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

合併協定項目につきましては、21ページから22ページまで、30項目を挙げさせていだいてございませぬ。これにつきましてはの説明が、23ページから参考としてお示しをさせてございませぬので、23ページをご覧いただきたいと存じませぬ。

まず、1の合併の方式でございませぬ。「新設合併」又は「編入合併」のどちらかということど協議をお願いすることになります。

2の合併の期日でございませぬが、これを決めるに当たりませぬは、住民への周知期間、或いは住民サービスへの影響等、或いは電算システムの統合に要する時間等を考慮する必要があるものでございませぬ。

3の新市の名称でございませぬが、合併の方式によりませぬ、その取扱いが異なっませぬまいります。新設合併の場合は、すべての市町村が廃止されるために新しい名称を決定しなければならなくなるものでございませぬ。

4といたしまして、新市の事務所の位置でございますが、新設合併の場合には新たな事務所の位置を決定しなければならなくなるものでございます。編入合併の場合にも、当然にして新市の事務所の位置については決定をしていくものでございます。

5の議会議員の定数及び任期の取扱いでございますが、これにつきましては、合併新法によりまして、合併後の一定期間に限り、議会議員の定数や在任に関する特例措置がございます。これらについてご協議をいただくものでございます。

次に、6の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いでございますが、これも、合併新法によりまして、農業委員会の選挙による委員の数及び任期について特例措置等がございますので、これらについてもご協議をいただくものでございます。

次に、24ページをご覧いただきたいと存じます。

7として特別職の身分の取扱いでございますが、これは合併の方式等によって若干異なるケースもございます。編入合併の場合に、編入される市町村については、首長、助役、収入役、各種審議会の委員等の特別職の委員は失職をすることとなるものでございます。

次に、8の一般職の職員の身分の取扱いでございますが、これは、合併新法によりまして、一般職の職員は引き続き新市町村の職員として、その身分を保有するよう措置しなければならないこととされているものでございます。

次に、9の財産の取扱いでございますが、これは関係市町が保有している財産の取扱いについてご協議をいただくものでございます。

10の条例、規則等の取扱いでございます。新設合併の場合につきましては既存の条例等はすべて失効する訳でございますが、編入合併の場合には、編入される市町村の条例、規則等は失効するものとなるものが大半でございます。ただし、特殊な条例等につきましては、そのまま新市が引き継ぐものとなるというふうに考えられるものでございます。

なお、これらの条例につきましては、編入される市町村の条例、規則等が失効した場合であっても、必要な場合には、新市において必要な条例の改正等を行う必要があるものでございます。

次に、事務組織及び機構の取扱いでございますが、新設合併の場合には、組織や機構を新たに設置をしなければならなくなるものでございます。編入合併の場合には、必要に応じて機構改正等を行い、円滑に事務引き継ぎができればよう措置する必要があるものでございます。また、本庁組織のほか、出先機関、附属機関等の取扱いについても協議をいただくものでございます。

25 ページでございますが、12 番の行政連絡機構の取扱いでございます。町内会、自治会等の取扱いについてご協議をいただきます。

13 の慣行の取扱いでございます。市章、市の花、木、鳥、歌等が制定をされている訳でございますが、これらにつきましてもご協議をいただくものでございまして、地域の特性や住民生活に十分配慮しながら、その取扱いについて協議をいただくものでございます。

14 番の公共的団体等の取扱いでございますが、これは地方自治法に定める公共的団体等と同様の意義でございます。農業協同組合、或いは森林組合等の組合、或いは商工会、商工会議所等の産業経済団体等の取扱いなどにつきましてご協議をいただくものでございます。

15 の町名、字名の取扱いでございます。それぞれの市町にございます町名、字名の取扱いをご協議いただくものでございます。仮に変更を必要となった場合には、議会の議決を経て、これを定めていくことになるものでございます。

16 の土地利用の取扱いでございますが、新市の一体性の確保に資するため、都市計画区域の統合、或いは線引きの実施等々、土地利用の取扱いについてご協議をいただくものでございます。

17 番の上下水道の取扱いでございますが、使用料、分担金、助成制度等の調整について協議をいただくものでございます。

次に、26 ページをご覧いただきたいと存じます。

18 の地方税の取扱いでございます。これにつきましては、関係市町間で税率が異なる場合等々が想定される場合でございますけれども、合併新法によりまして、合併年度と引き続く5 年間は、地域の実情に合わせた不均一課税、或いは課税免除が認められることとなっておりますので、これらの取扱いについてご協議をいただくものでございます。

19 の国民健康保険事業の取扱いでございますが、これにつきましては、それぞれの市町が保険者となり運営をされている訳でございますが、賦課方式、或いは保険料率等々について異なっているケースがございますので、これらの取扱いをご協議いただくものでございます。また、新市の住民間で不均衡が生じないように、十分な調整が必要となるものでございます。

次に、20 の介護保険事業の取扱いでございますが、これにつきましても、保険料や納期、給付、或いは提供サービスの内容等が市町によって異なりますので、これらの取扱いについてご協議をいただくものでございます。

21 の保健衛生事業の取扱いでございますが、各種保健事業、予防対策事業、救急医療、

保健所業務等についてご協議をいただきます。

22の使用料、手数料の取扱いでございますが、各種行政サービスや使用料等の調整についてご協議をいただくものでございます。

23の補助金、交付金等の取扱いでございますが、過去の経緯、或いは実情等を配慮しながら、新市における必要性、或いは財政状況等の観点から調整を図るものでございます。

次に、27ページでございますが、24の一部事務組合等の取扱いでございます。一部事務組合によって広域行政事務を共同で行っている関係団体との関係がございます。その取扱いについて決めておく必要がございますので、ご協議をいただくものでございます。この一部事務組合等の中には、同種の公社、事業団、或いは第三セクター等も含めてご協議をいただくものでございます。

25の清掃事業の取扱いでございますが、ごみやし尿の収集と処理等について、制度の調整や統一についてご協議をいただきます。

26の消防業務及び消防団の取扱いでございますが、消防、救急業務の一体性を速やかに確立するため、消防団等を含めまして、組織構成等についてもご協議をいただくものでございます。

27の防災事業の取扱いでございますが、防災対策、防災計画等の取扱いについてご協議をいただくものでございます。

次に、28の地域自治区等の設置及び都市内分権でございますが、関係市町の歴史や文化を尊重いたしまして、都市内分権の具体的な方法等についてご協議をいただき、また地域自治区等の設置の可否、或いは内容等についてもご協議をいただくものでございます。

次に、28ページをご覧いただきたいと存じます。

29の各種事務事業の取扱いでございますが、教育、福祉、産業、建設など、あらゆる分野の行政サービス、或いは住民負担、独自の事務事業、或いは制度等の取扱いについてご協議をいただくものでございます。

次に、30番として合併市町村基本計画でございます。合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るために、基本方針、或いは事業に関する事項並びに財政計画等を作成いたしまして、ご協議をいただくものでございます。

以上が、協議第3号 合併協定項目についての説明でございます。よろしくご協議をいただきますようお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第3号 合併協定項目について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

中村委員さん、どうぞ。

○中村委員 只今、合併協定項目の説明があった訳ですが、先ほど合併協定書についても協議会の検討の項目に入るか入らないかというような話がありましたんですが、私といたしましては、項目の積み重ねによってその是非が決まってくる訳ですけれども、合併の協定書についても、協議会で、報告事項でなくて、協議の中でしていただければと、こういうふうを考えるものですが、いかがでしょうか。

○小川会長 いかがでございますか。

他にございませんでしょうか。まず、できれば、今、提案されたこと、中身で言っていた。まずね。それから、今のお話はまたちょっと別にひとつしていただくと話の進み方がいいかなと思うんですが、この30項目について何かご意見ございましたらどうぞ。或いはご質問等ありましたら。

どうぞ。

○佐々木（道）委員 藤野町の佐々木でございますけれども、30番の合併市町村基本計画でございますが、こちらは新たに組織を作って検討されるのか。最初、スケジュール表を見ますと、7月には合併市町村基本計画という形で載っております、この協議会の中でやるのか、別組織で検討されたものが出てくるのか、そこら辺、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○小川会長 事務局、どうぞ。

事務局次長。

○内田事務局次長 合併市町村基本計画につきましては、昨年度の1市3町任意協議会でのまちづくりビジョン、それからこの2月、3月で検討いたしました1市2町のまちづくり計画、こういったものがございますので、それとの整合性を図りながら、事務局の方で案は作らせていただきたいと思いますと考えております。

○小川会長 いかがですか。

佐々木委員さん、どうぞ。佐々木さん、2人いらっしゃるんですね。

○佐々木（宣）委員 佐々木ですけれども、これを見れば、相模原市は編入母体になりますからいいんですけれども、藤野町はここで職員がかなり、余剰人員というか、そういう人員が出る訳ですね。そのときに事業をしたい訳なんですけれども、人員が、例えば15年計画ぐらいで大体いい状態まで減らしていくという格好になる訳で、その間、余剰人員が出るから、

その間に事業をしたい訳ですね、余剰人員で。特別に、今の時期でなければできない事業。そういうのはここで協議する——相模原市はそういうことは必要ないでしょうけれども、藤野町が協議をするとしたら、この協議事項のどこに入れたらよろしいのでしょうか。まず事務局に伺いたいんですが。

○小川会長 その事業というのは中身がよく分かりませんが、何かありますか。

事務局長。

○田所事務局長 ご質問の趣旨は、ちょっと繰り返させていただきますが、今のうちに、例えば藤野町として色々なやりたい、やるべき、或いは事業があると。これについて、例えば人員、余剰人員という意味合いがちょっとよく分からなかったんですが・・・

○佐々木（宣）委員 結局、今、合併しますと、人員は、かなり人手は豊かになる訳ですよ。その間に、私は、総務省に聞いてみたんですけれども、そういう事業をするということは、その余剰人員というか、そういう人手が豊かなときにやらなければならない町おこし事業みたいなものもある訳です。お金がなくても、人手があればできる事業を私はかなり提案しようと思っているんですけれども、そういうのは、相模原市さんは必要ないでしょうけれども、藤野町はそういうことをやりたい訳なんですけれども、そういうときは、この項目の中で、どこで。

○田所事務局長 済みません、分かりました。具体的にそういったものになりますと、具体的な、いわゆる施策の執行上の問題になってくるのだろうというふうに思います。それで、現在、今まで協議をしてきた、例えば1市2町の場合でございますけれども、1市2町の中で、協議の中では、2町に地域自治区というものを設けていきたいと思いますということで考えてございます。そういう中で、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくり等については、そういった地域自治区等の中でご協議をいただく、或いはその中に地域協議会という協議組織が設けられますので、そういった中で色々なご協議をいただきながら、具体的な施策の執行というのが行われていくんだらうというふうには考えているところでございます。

それから、人員の関係について、余剰人員というようなお話ございましたが、これは、実際のその組織をどのような形で配置をしていくのかということがこれから、例えば、地域自治区等も含めまして、この後と言いますか、合併協定が済んで、合併が本決まりになったという、その後から、そういったことについて色々、具体的な話でそれぞれのと言いますか、市の方で検討をしていくようになるのではないかと。例えば編入合併ということで決まればですけれども、その場合には、市の方で全体をどういうふうな組織にし、どういうふうな人を

配置していくということが決められていくということになるかと思しますので、具体的な事業の執行段階のお話ということになりますと、この協議の中ではちょっと難しいというふうには考えてございます。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 相模原の矢越でございます。着座のままで失礼いたします。

30番の合併市町村基本計画の件なんですけれども、先ほどのご回答ですと、1市2町と1市3町のビジョンの方を参考にするというようなことがあったかと思っておりますけれども、佐々木さんの方は、藤野町のビジョンと言いますか、まちづくりの委員長をやられておった訳でありまして、そちらの方は参考にされるのかどうかということ念のため、確認のためお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○小川会長 内田次長、どうぞ。

○内田事務局次長 大変失礼いたしました。もちろん、藤野町さんの方で、12月から1月にかけて、藤野町のまちづくりについて色々ご検討をさせていただいたということで、私も色々データ、計画等をいただいておりますので、それを十分参考にさせていただいて作らせていただきたいと思いますと考えております。

○小川会長 いかがでしょう。他にございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○小川会長 ございませんようでしたら、先ほどのお話の・・・。

どうぞ、やってください。

○佐々木（宣）委員 私が具体的にもっと申し上げれば、ご理解していただけたと思うんですけれども、例えば、藤野町というのは、人口はどんどんどんどん、地価の関係と金利の関係でどんどん人口が流出して、過疎化に拍車がかかっている訳です。できれば、コミュニティバスみたいに、なるべく車を持たずに生活できる人を増やしていかないと、どうしても経済学的にどんどん労働人口が流出していく。そこで、なるべく、今私が言った余剰人員があるときにそういうものを作っておきたい。そういうコミュニティバスみたいなものを軌道に乗せておきたい訳ですね、人手がかかるもの。それとか、そのほかに、藤野町で、これから私も述べたいんですけれども、グリーンツーリズムみたいなことをやって、藤野町の第一次産業の林業とか、そういうものの窓口を一本化して、そしてこちらに、相模原市にいる、もう

定年を過ぎて、これから自然と親しみたいという方とうまくタイアップさせて、窓口を一つにして持っていくと、そういうような準備というのはかなり人手が要るんです。

そういうときに、それは後、事業計画でということではなくて、前からそういうものを入れておきたかったんです。これには、ちょっと今、彼から指摘を受けたんですけども、余剰人員がいるときにやるということは書いてありませんけれども、そういうことをやっておかないと、藤野町というのは相模原市と違って行政効率が非常に悪いし、過疎化に拍車がかかりますもので、その辺のところを会長さんにご理解していただけるとありがたいと思っております。

○小川会長 私にということなんですが、では私ですか。いかがでしょう。合併をしますと、藤野町も相模原もないんですよ。新しい相模原市なんですよ。ですから藤野町の、たまたま藤野に住んでいらっしゃる方々の、色々なこのまちづくりについて提案もごございますでしょう。逆に、南の方で、相模大野に住んでいる人のまちづくりの新たな提案も出てくるのではないかと思います。ですから私は、特別にここでね——お気持ちは分かりますよ。そんなのはだめだよという、もちろん考えはございませんが、ここでそういうことをやるんだと決めてしまうこと自体が、この協議会という場と、これはまちづくり全体にも、或いはかかわってくるかもしれないことだと、ちょっと違うものになるのかなと思います。

そのようなことから言いますと、佐々木さんのご提案を断るとかだめだとかいうのではなくて、結局、新しい相模原市ができ、そしてその議会で決める、或いはさらに色々なものを検討するということで実現していくものであろうと思いますが、いかがでしょうか。そういう訳にはいかない。ここでそういう、例えばの話、そういうことが条件だみたい、条件という言葉がいいのかどうか分かりませんが、もし必要であれば、それは皆さんがそうであるということは、これはあり得ることでしょう。一般的に私はそういうふうに考えているんですが。

どうぞ。

○佐々木（宣）委員 そのような心遣いの行き届いたご答弁で、大変ありがたいと思うんですけども、編入合併される私たちの立場は、今、大変会長さんも、随分失礼なことを言うなと思っていただかと思っておりますけれども、私たちは、藤野町だけだと、今の藤野町だけだと1人も出るか出ないか分からない訳ですよ、実際に。だから、ある程度路線を作って、こういう会議で発言できる場で、将来像をある程度、悪く言えば担保をとっておきたいところがある訳ですよ。将来、自分たちのアイデンティティーをずっと保っていくためにはね。

決して、相模原市民になるのが嫌だとか、そんなことを言っている訳ではない。相模原市民になることは大いに結構なんですけれども、自分たちの生き方というものはまた別だと思っ
たんですよ。そういうものを残すには、皆さんが結構厳しいことを言っているのは、そういう弱者としての立場もあるんですよ。その辺をご理解していただかないと、決して、もう住民は、1,000票以上の差で、相模原市と合併して、合併がきつとうまくいくだろうと私たちは思っていますけれども、しかし、その不安というものは、アイデンティティーを残したいという気持ちはご理解していただきたいと思います。

○小川会長 私もそういうことは十分分かっているつもりですし、努力もしていくつもりでお
ります。

先ほど、ちょっと事務局の方から話があったのですが、1市2町の例を言いますと、地域の
自治区というのを作ろう。みんなで色々なことを、皆さんで、藤野町は藤野町で——作る
とすればですよ。これから決めることなんでしょうが、そういうものを作ろうではないの
と。そういう中で提案をしていただければ、そこで決まったものを、いわゆる市としても無視をす
るという形のものではなくて、むしろ、都市内分権という言葉がありますように、新しい市
の権限も、できるだけこの地域の方に分けていこうということをこれから研究しようよ、或
いはやろうよという段階ですから、皆さんで、この方がいいよということであれば、それが
また建設的であるとすれば、恐らくそういうことになると思います。決して、そんなのはだ
めだよなんていうことはないと思うんです。

その辺については、ですから、お互いにまだまだ合併をするまでは他人ですから、お互い
に心配はありますが、また合併をしてからも色々な心配があるということは私も想像できま
すけれども、その辺については、私は、そうご心配なく、皆さんが協議会で、自治区なりで
決めていただければ、そのことはだめだということはないと思います。ですから、このむしろ
協議を、今日、この場だけではなくて、中でも、実は地域に特異な、特別な事業が例えばあ
るんだと。そういうことについてはどうかとか、その中身によると思いますよ。よって、そ
のときはそういうものもというようなことは、この合併協議の中で提案をされておくとい
うことは将来につながっていくということになるのかなと、私、個人的には考えます。決して、
ここで、この場で決めておかないと将来生きないなんて、そんなことはない訳ですから、ち
よっと時間をかけながら、余剰の人間というような言葉もどうかと思いますが、余剰の人間
は持たないということですから、その事業をするのなら、その人間を確保すると、こうい
うことですから、余剰人員を使うなんていうと、非常にまたこれもその職員に対して失礼です

し、ひとつ——まあ、よく分かりますけれども。いいんです、いいんです。

○佐々木（宣）委員　そういうお言葉をいただければ安心して・・・

○小川会長　ですから、何かの機会に、こういうことをしたいんだという、まちづくりの中でひとつご提案をされたらいかがでしょうかね。まあ、これは個人的に。皆さん、どうお考えになるか分かりませんが。どうぞ、そういう聞く耳を持たないとか何か、そんなことはありませんので、どうぞ。

○佐々木（宣）委員　そういうご発言をしていただけるのは、何よりも安心です。

○小川会長　それは、気持ちは分かりますが。

そうしますと、いかがでございましょうか。先ほどご提案の、中村さんからのご提案でございしますが、改めてという言葉はどうか分かりませんが、この合併についての、いわゆる是非と言いますか、その是非を云々ということなんです、もっと具体的に言うと、31項目にするかしないかということなんです、実は、1市2町の場合にはこの30項目でやっているんですよ。やったというんでしょうかね。ということなんです。どうなんでしょうかね。いわゆる反対意見と言いますか、中村さんの今のご提案に、特別・・・。

では、何か。どうぞ。

○相澤委員　座って失礼いたします。相澤と申します。

協議事項を見ますと、事務事業を協議しようということでありまして、合併の是非というのは事務とも違いますし、その事務の比重とは全く別個のものだというふうに考えます。ですから、事務の中に合併の是非を入れるということは、ちょっと意味合いとしておかしいのではないかというふうに思います。

そして、合併の是非というのは、相模原に持ってきて合併の是非を問うというのもちょっと変な気もしますし、むしろ、藤野町の中で合併の是非を問うべきものであろうかというふうに考えますが、反対の意見として申し上げました。

○小川会長　そうですか。個人的に言わせていただくと、合併をしようということであるからここへ来ている訳でしょう。ただ、最終的な結論は色々話し合ってみなければ分からないよと、こういうことだろうと思うんですが、どうなんですか。牛山先生、何かもし。ここでアドバイスをちょっとお聞きしましょう。

○牛山アドバイザー　牛山でございます。

今、協定項目の中に合併の是非を入れて協議をしようというご意見が、何点か先ほどあったのかと思うんですけれども、あくまで、私も、特に藤野町の皆さんが、合併の是非という

非常に重要な、この町の廃止という重要な事柄について慎重に議論したいということはよく分かります。ただ、法と制度の面からのみ、アドバイザーとしてご発言させていただきますと、要は、この規約の中に書かれている合併の是非を含めた協議というのは、これは、合併特例法が改正されまして、前の改正がされまして、合併推進の方向が国から出されたときに、要は、その合併協議をすると、法定協ができる、みんな、合併しなければいけないということで、法定協議、合併協議に入らない自治体が多かった訳ですね。それではそもそも合併がいいのか悪いのかの議論ができないではないかということで、その位置付けについて明確にしようということで、この法定協議会は、合併の是非も含めて、つまり法定協議会を始めたから合併すると決めた訳ではないですよという趣旨を盛り込んだものだと思うんですね。

その上で、今のご発言がありましたけれども、この協定項目の中に合併の是非を入れますと、何かここで合併が決まる、するかしないかが決まるという趣旨にとられかねない。これは、先ほどお話がありましたように、最終的には、ここで協定項目について合意が得られても、それぞれの自治体の議会が議決をされて、決定をされると。したがって、決めても、藤野町議会で、例えば、これが否決される。それに不満であれば、例えば、住民から色々な動きがあったり、或いはまた住民投票とか、色々なことはあるのかもしれませんが、制度上、そうなっている訳ですね。したがって、協定項目で合併の是非というのを入れるということは、制度上、余り適切ではない。

一つ一つの項目について合意がなされなければ、当然、これは合意に至らなかったということで、この協議会は解散に、これは委員の皆さんのご意見、それから首長さんのご意見、議員さんのご意見を踏まえてということになってまいります。ですから、こういうふうに調いましたよということで最終的に議会に提案をされるか、或いは、もう調わなかったのでこの協議は打ち切りになる、解散するという形で是非が決定していくというのが、この制度の趣旨だというふうに考えております。

○小川会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 先ほどの私の発言、何か、協定項目の中に是非を問うという話を、項目を加えてほしいというようにちょっと強くとられたというふうな感じの、今お話を聞いている訳ですが・・・

○小川会長 済みません、ちょっと大きな声でお願いします。

○中村委員 合併協定書、これはずっと積み重ねによってできますよね。これは報告事項というふうになっていますので、そういう関係から、報告事項という、幹事会の報告事項という

ことになって、合併協定書の報告を受けて、そして調印ということになると、こういうお考えですね。

○小川会長 ちょっとあれなんです、合併協定書の報告を受けて調印と、そうおっしゃいましたか。

○中村委員 スケジュールの中に、そう書いてありますのでね。スケジュールに書いてありますので、これは、報告事項よりも、最終的な内容を協議会で確認するとか、或いは協議に加えられないのかどうか、こういうことなんです。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 35ページのスケジュールなんです、これは最後に説明しようというスケジュールで、ここの話が先に出てきてしまっていて、ちょっと議論がうまく進んでいない部分があるのかもしれないんですけども、ちょっと説明をさせていただきますと、35ページでございますが、本日は第1回目ということで、報告事項、協議事項ということで、今議論をしていただいている訳でございます。そして、順々に、その協議事項、基本4項目を最初に行いまして、合併市町村基本計画をしていただきまして、特に、第4回、第5回で協議事項をご協議いただくと、こういうふうになる訳でございます。また特に、合併市町村基本計画につきましては、何回かご議論いただくことが必要かなということで、複数回出ているものでございます。そして最後に、この1番から30番までの協議事項がすべて、皆様の方でよしということになりますと、それをこの合併協定書というものに書きまして、それを関係市町の長が調印すると、こういうことになる訳でございます。ここで確認をしたということで、それぞれの市町の議会にそれぞれが廃置分合議案を出しまして、議会の議決をいただきますと、それを今度、県知事へ申請と、こういうような流れになる訳でございます。

先ほど井口委員からもご提案がございましたけれども、先ほどは報告事項のところのご議論でございましたので、協議事項の中でご議論していただいたらどうですかというふうに私は申しあげましたけれども、事務局といたしましては、この1番から30番まで、これがすべて、皆様方が順次ご議論いただいて、オーケーということになったということであれば、それはその次の段階に進むということございまして、それは、1番から30番までの内容につきまして合併協定書にしたためて、これは協議会ですべてよしということになったので、首長さん方が調印すると、こういうものでございますので、よろしく願いいたします。

○小川会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 只今の説明で了解いたしました。

以上です。

○小川会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 アドバイザーさんの方の説明があったんですけども、私は、やはり協議事項の中に入れてほしいなど、こういうふうに強く思っております。先ほどの、ここで最終的に報告事項でもって提案をされるということでもありますから、ここで30数項目協議をいたしまして、その最終的な判断は、幹事会等、或いは両1市1町の市長さん、町長さんで協議をして、最終的な判断が報告事項として提案される形になる訳ですね、そうしますと。報告事項であるということは。今の先ほどの報告事項でもそうでありますけれども、報告事項に至るまで、我々は、この協議会の委員のメンバーは、一切、その協議には関与していない訳ですね、正直言います。それが一つの1市1町間の両長間の協議という積み重ねの中でもって、こういう協議会に提案されている訳ですねと私は思うんですよ。私も、事実関係で言いますと、今日、報告事項で提案された事項について、私が委員として関与したことは1回もありませんし、そうしますと、最終的な合併するか否かの是非の判断は、最終的な報告事項でありますから、両1市1町間の町長さんと市長さんの、これは最終的な判断としてこの協議会に提示をされると、こういうことでもありますよね。

私は、むしろ、30数項目にわたってこの協議会で協議する訳ですから、これは合議体ですから、会議体ですから、私は、その最終的な判断が、協議会としてこれを最終的に判断するのに何の不都合があるのかと。むしろ、報告事項として提案をされないならば、まだ私はよく分かるんですが、だけれども、これは、考えてみれば、報告事項としても最終的な判断が示される訳ですよ。その示される判断を、私が30数項目をこの場でもって協議するんですよ。ですから、私は、この場での20数名の判断が、私は最も尊重されなければいけませんし、私は、そういう意味で、ここでもって協議をして、最終判断をやらなければいけないだろうと、こういう意味で、私は強く協議事項でやらなければいけないと。

それから、先ほどアドバイザーさんのあれから言いますと、私もよく分かったんですけども、ここの協議会の最終的な判断権は、合併するか否かは相模原市さんと藤野町さんの議会の議決でもってなっていると。この協議会の調印というものは、ここの協議会の最終的な意思判断であって、これをもってして両、相模原市と藤野町の議決のあれを拘束するものではないということですよ。そうすると、ここの協定は、藤野町と相模原市さんの議会に何ら関与しない。最終的にこれをもって考慮が及ばないということになりますよね。だとするならば、私は、考えとするならば、報告事項とするのがいいのかどうか、それとも協議事項

の方がいいのかどうかというふうに判断すれば、私は、どちらにしたって、それが別に議会に介入する訳ではありませんから、だとするなら、ここでもって、協議会でもって協議をして、この27名で最終的に判断した方が、より民主的ですし、皆さんの意見が私は反映ができるのではないのか。

考えてみれば、報告事項とすれば、では、個々の判断の積み重ねでもって、合併は確かなるのかもしれませんが、私は、合併ということになれば、もっと総合的な判断が、個別的な事務の突き合わせでもって合併になるという範疇ではないと私は思っておるものですから、もっともっとほかの総合的な判断が合併にはあると思いますので、私は、そういう意味では、協議事項にきちんとしながらやった方がいいのではなからうかというふうに私は思いますので、先ほど井口委員さんからのせっかくそういう前向きな提案もあったことですから、私は、是非、最終的なこういうふうな協議は協議事項に入れてほしいなということで会長さんの方に強くお願いできればなど、こういうことで、強くお願いしておきたいと思えます。

○小川会長 私というよりも、ご意見。

では、どうぞ。アドバイザーの先生のご意見あるようです。

○牛山アドバイザー 済みません、私からご発言を余り求めてはいけなくて、あれなんです、今ちょっと私にかかわるお話だったのでなんですけれども、権限というより、この協議会の、性格ですね。法的性格というものを私は申し上げたにすぎなくて、要するに、この協議会における決定権とか、議会との関係、権限とかということをおっしゃられて、非常に重要なことだから、ここで項目として入れるのだというお気持ちはとてもよく分かるのですけれども、私もちょっとよくご発言の趣旨が分からないのは、30項目について合意をしたにもかかわらず、合併について是非を検討して、否定的な見解が出るということがちょっと理解が私にはできなくて。

つまり、ということは、ほとんど、30項目のうち、例えば20項目ぐらい合意できないということですよ、それは。非常に問題があるということになれば。それは当然、もうその段階で合併というものは非常に難しいということになるんだと思うんですね。つまり、是非について、それで議決をして、それを議会に対して報告をするということがあり得るんでしょうか。その段階で、要するに協議会が解散するというふうに私は制度としては思うんですけれども。

○小川会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 私は、今、アドバイザーさんの説明によりますと、30数項目の協議をいたしますよね。それで、今の説明でいきますと、1項目でも意見の不一致があった場合については、その時点で協議会そのものが不成立ということになりますよね、そうであるということならば。ところが、ここは、確かに解散も含めて協議をすると書いてあるかどうか分かりませんが、私も、そういうことであれば、そういうふうなことで結構だと思っているんです、正直言います。結構だという言い方は失礼な話だけれども、そういうふうな、相模原との合併を否定するということではなくて、この運営の仕方が、運営の進め方が1項でもあるとするならば、それは、この協議会そのものが、即、その段階でもって解散になるんですよという、そういうで、もしこの運営、協議会を進めるのかどうかね。もしそうであるならば、そういう、今アドバイザーさんの公式コメントがそういうものであるとするならば、これは私は、それはそれでもって、こういうふうな運営、協議会の進め方なんだということで理解いたします。

私は、この合併協議会の、この合併をするかしないかは、これは、私はなぜこういうふうな質問しているかという、合併の是非を含めて協議いたしましよと、ここに書いてあるんですね、この事務の所掌分掌の中に。だとするならば、私は、単なる、ではコンピューターを藤野町はこうしましよ、相模原市さんと合併するに当たってこうしましよとか、介護保険はこういうふうな、ではこういうふうなやりましよとか、事務の一元化をしましよとか、それは確かに合併する一つの手順であるし、段取りだと私は思います、しかし。だけれども、それ以上に、私は、合併は、もっと違った要素が絡んでいるというふうな、私、個人的には思っているんです。ただ、アドバイザーさんがどういうふうな思うかどうかね。だから、私は、30数項目の結果的な積み重ねをもつてして、私は、合併になるかどうかというふうな考えるのか。いや、そうではない。私みたいに、いや、もっと総合的な、もっと違った視野でもって考えることだってあるのではないのかと、こういうふうな思いが私はある訳ですね。

それで、私は、最終的な、それでは、ここはそのが違うよということならば、1市1町の合併の調印そのものが、相模原市さんや藤野町の議会がそういうふうな最終意思決定をするときに、それが直接の影響を持たないとするならば、私は、考えてみれば、1市1町の合併協議の調印の協定すら、自体が、私は、ある意味では、この協議会で報告事項として、極端に言えば、提案することだって、今の説明からするならば、ないのではないのかと。私、もしそれがあるとするならば、むしろ、自然と協議会で協議をして、それをやった方が、私は、

としてきちんと、もっと私はベターなやり方だというふうな、私、個人的には、とすれば私はそういうふうに思いますけれども、私はこれ以上、言いませんけれども、これは少なくとも、この27名の委員さんの協議の結果で決まるものだと私は思いますので、私個人とすればそういう考え方を持っていますので、それを、その取扱いがどうなるか分かりませんが、私の意見というふうにさせていただきます。

○小川会長 他にご意見ございませんか、このことにつきまして。

倉田委員さん。

○倉田委員 座ったまま申し上げたいと思います。

いずれにしろ、私は、個人としても、或いは藤野町としても、昨年の、いわゆる住民投票の結果、民意に基づいて、この席に着いていると私は思っています。一応この中の協議項目、30ないし31項目なんですけど、これは、一応行政、いわゆる合併としてどうしても協議はしていかないと避けられない項目ではないかと思っています。これのまだ入らない入り口でとやかく協議というか、討議しても、これは始まらないと思いますので、会長さん、是非、もうこれ以上にまた提案ということであればいいんですが、この協議項目は、必ず、これは合併については必要なものですから、私は、是非これで一つ一つをこれからやっていっていただきたいと、そう思っている訳です。その前段で時間を消費しても、何ら利益はないと思います。是非よろしく願いいたします。

○小川会長 そういう意見もございました。

いかがですか。方向をここで、できることなら出したいと思うんですが、このことについてご意見を。

私が発言するとうまくないかもしれませんが、あえて申させていただきますと、先ほど牛山先生がおっしゃったことですが、合併をしようとする今、倉田委員さんもおっしゃいましたが、合併をしようという一応のお考えが、一応という言葉も、これは失礼なんですけど、考えがあるから、こうして、皆さん、相談をしている訳でして、ではということで、このことはどうですか、このことはどうよというようなことでこれから話し合っていて、その結果が調わなければ、1つ、2つぐらいならどうかということも、そういう面もあるにはありますが、結果的に調わなくなれば、合併は非という結論になっていくのかなど、こんなことを思いますし、いま少し、なるべく是でいこうよということであれば、そのことの調わな部分についてさらに協議をしようとか、そういう形になっていくと思うので、一応は、最終決定ではないのですが、是となるがゆえに我々はここにいるんだと、こういう形だ

と。先生は何か、そう、先ほど先生もおっしゃいましたと思うんですね。ということを私はちょっと感じているんですが、最初からここにいて、どうなのか、是か非かということではなくて、一応は是ということで話し合ってみようよと、こういうことで。だからといって最後まで是と必ず決まらないよ、話し合いの具合によるよ、ということではないかなと私は解釈するんですが、まずいんですかね、それでは。いかがですか。何か、私のことを言ってしまうって申し訳ないけれども。

井口さん、どうぞ。

○井口委員 相模原の井口です。

先ほど、最後の項目、合併協定のところを協議にしたかどうかという話をしたのは、最後に、合併、本当にいいのかどうかということを改めてそこで議論をしてみましようという趣旨ではなくて、色々な協議が積み上がってきたものを最後に確認をしましようというような気持ちで発言しました。ご意見の中に、合併の是非を含めたところについて、やはりどこかで意見を言えるチャンスが欲しいなと思われてご発言をされているかと思しますので、そういうチャンスを最後のところに、新たな議題の項目を作るのではなく、報告でそもそも議題があったので、それを協議に変えて、それをみんなで確認をして、そこで、もしいろいろ積み上げた中で言いたいことがあったり確認したいことがあったら、もう一度確認して、それで協議を円満にというか、うまく終わらせられればいいなと短絡的に考えてしまったものです。

皆さんの個々の議題の中でご意見を出し合うという考えも、なるほどと思うところがありまして、私の先ほどの提案は、特に特段の他意があったものではないので、皆さんの協議の中で、新たに項目を入れないで議論をしていきたいと思いますということであれば私の提案は撤回しても構いませんし、入れて確認しましようということであれば入れても構わない。その辺、絶対お願いしますという提案ではないということだけは、済みません、コメントしておきます。

○小川会長 いかがでございましょうかね。

石井委員さん、どうぞ。

○石井委員 相模原の石井と申します。

私も、この合併協議会の委員の委嘱をというか、依頼されたときに、最初から1市4町という合併協議が始まるということを聞いたときに、私たち相模原は、今、色々な問題も抱えていますけれども、津久井や藤野の豊かな資源、緑の資源が一つ相模原となって、私たち市

民が一つとなって、色々な、先ほど佐々木さんも言われていましたが、またその自治区の特色を生かしながら相模原として大きく発展できるのかなということも、一方、考えていました。ですから、私も、ここの協議会に来た時点で、合併に向けて前向きに色々な事項を検討するんだろうなと思って来ました。藤野町の委員の方の色々な思いも受けて、私も相模原市民の一人として、この協議会で前向きな意見を出しながら、是非検討していきたいと思って来ましたので、是非この協議を進めていただきたいと思っております。

○小川会長 いかがでございましょうかね。

私が独り言をちょっと申させていただきます。余り言わない方がいいですかね。1市2町の場合、最後に一人一人意見を、率直な意見を出していただいたんです。色々な意見が出ました。本当に参考になりましたが、場合によれば、そういう場面を作るということは、これは当然あってもいいのではないかなというふうな感じがしております。余り私が言うのであれば、これ以上、申しませんが。

はい、倉田副会長さん、お願いします。どうぞ。

○倉田副会長 私の立場で、よろしいですか。藤野町から色々な意見が出ましたけれども、私の挨拶の中でも申し上げたとおり、藤野町は、住民投票の結果を踏まえまして、最終目標は1市4町の合併を目指すんだということで、今まで遠方と言っては悪いですが、色々ないきさつがございましたので、1市1町の協議会を立ち上げて、協議して、最終的には1市4町の合併ということですが、その上で、この問題につきましても、町独自として、もうその基本的な4項目につきましても、それからこの30何項目ですか、これらについても、一応は皆さん方に説明し、色々議論もしてまいっておる訳でございますので。そして、今度は相手がある協議会だから、相手がある協議会でそういう問題を出したらどうなんだと。町としては、一応この協議項目や色々、それらは皆さんが了解しているつもりで私はおった訳だけれども、何だか色々な意見が出てしまって、どうも誤解を受けやすいような発言があったから、私の方から一言申し上げます。

○小川会長 特にございますか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 私は、合併がいいとか、合併をやるべきではないなんて一言も言っていないです、正直言いまして。この協議会の協議をどういうふうに進めるか、その舞台をどう整えるかを言っているだけの話なんですね。提案をするのは、こういう提案権を認めた方がいいから、その協議の進め方を言っているだけですね。結論の出し方はどうしたらいいのかということ

で、結論はこういうふうに出した方がいいのではないかとやっている訳なんです。合併をすべきでないなんて一言も言っていないですよ、正直言って。何か、私が消極的だというふうに思わせるのは、どうも、今の話を聞いて、色々な意見が出ましたけれども、私は決してそういうふうには思っていないし、藤野町にすれば、1市4町を進めるべきものと、これは住民の意思ですから、これを私は粛々とやるべきだと思いますし、ただ、今日、今のを聞いていますと、私は、協議のステージをどう作るかを私は言っているだけであって、私は合併の判断をここで1回も発言したつもりはありませんし、私は、より濃く、それから、より幅広く協議するためのステージをどう作るべきかということを私なりに述べただけの話でありまして、そういう趣旨を酌んでいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○小川会長 分かりました。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 度々済みません。私も、加藤委員のお話の中で、総合的に考える場所というか、ステージをやはり作りたいという意見は分かるんです。それを、新しい議題を入れながらそういう場を作るか、入れないで作るかという問題だと思うんですが、もう1つ提案なんです、30項目めの合併市町村基本計画の中で、色々な議論をしていく最後の方に、今までの議論を踏まえて、総合的に意見を言い合う場さえ作っておけばいいのではないかなど。要するに、合併の是非を問うという意味ではなくて、どこかに意見を言える場所さえ、議題を作らなくて、申し合わせの中で、最後にもう一度、みんなで意見を出してみましようという申し合わせだけしておいて、それが30項目まで終わってしまえば、全部協議終了という形でもいいのかなど。そういう総合的に意見を言える場だけ、どこか申し合わせでですね。

○小川会長 いかがですか。具体的な提案がございました。最後に総合的な意見を述べ合うというんでしょうか、そういう提案のように受け止めましたが、いかがでしょうかね。藤野の方ではご意見ございませんか。

何か、事務局で特にありますか。例えば、そういう場を作るという今の井口委員の話がありました、総合的な意見を自由に述べていただくという、そういう機会を作るということ、いかがですか。

事務局長。

○田所事務局長 只今、井口委員のご発言の中にごございました、30番の合併市町村基本計画につきましては、これにつきましては、ハード面のみではなくて、ソフト面まで含めたまち

づくりの計画というふうにご考えてございますので、ある意味、全体として、この中でご議論をいただく機会というのは可能ではないかというふうには考えてございます。

以上です。

○小川会長 いかがでございましょう。どうでしょうかね、これは。よろしゅうございますか。色々なご意見が出ました。皆様のご発言の趣旨、お気持ちについては十分私も理解をすることでございますが、また皆様方も十分承知をいただいたと、このように思っております。この考え方をこれからの協議の場で生かしていくという、いわゆる申し合わせというんでしょうか。そういったことを附帯に付けまして、この説明の第3号の合併協定項目について、改めてひとつお諮りをしたいと、このように思いますが、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ご異議ないようでございますので、そのような附帯の意見を付けまして、原案のとおり決することにいたします。

次に、「協議第4号 合併の方式について」を議題と・・・
どうぞ。

○矢越委員 全然別のことなんですけれども、協定項目の中でよろしいですか。

○小川会長 今のことですか。

○矢越委員 いや、今の3号議案の中で、別のことなんですけれども。

○小川会長 ああ、別のこと。どうぞ。

○矢越委員 28ページなんですけれども、29番の各種事務事業の取扱いというところがございまして、教育、福祉とずっと書いてありまして、最後、協議するというふうになっておると思うんですけれども、29番の協定項目です。それを、35ページを見ますと、各種事務事業の取扱い、29番というのは、第4回の8月下旬のところと第5回の10月上旬のところで報告事項として挙げられているんですけれども、その報告事項というものは何かと、その34ページの方を見ますと、ランクBとランクCになるかと思うんですね。これを協議事項にしなかったのには何か理由があるのかというようなことをまずお聞きしたいということと、今までのご意見を聞いていると、細目にわたって色々な意見が出てきている訳でありまして、この事業の中でも、結構、こうしてほしい、ああしたいというような意見が出てくるかと思うんですね。であるならば、その報告事項の中でも、ランクBをランクAにするといったようなことも可能であるのか否かということをお尋ねしておきたいんですけれども。

○小川会長 事務局、今の・・・。

事務局長、どうぞ。

○田所事務局長 これは、後ほど事務事業の一元化の基本方針の中でもちょっと説明をさせていただくつもりでございますが、仮に、ランクAのところの(5)に、各種事務事業のうち一元化するための調整が特に困難であるものというものが、協議ランクAということで合併協議会にお諮りをさせていただき、協議をしていただくということで今考えてございます。ただ、その内容によって、ランクB、ランクCについてもそれぞれご報告はさせていただきますが、その中で特に調整が難しいようなケースについて、或いは報告事項の中で様々な意見をいただいた場合には、改めて協議をするということは当然可能というふうには考えてございます。

以上です。

○小川会長 よろしゅうございますか。ということでございます。

それでは戻りますが、「協議第3号 合併協定項目について」につきましては、先ほど申しました附帯の意見を付けまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしと認めます。

「協議第3号 合併協定項目について」は、原案のとおり決定をいたしました。

先生、もし時間があれでしたら。もし何かございましたら、一言というか、言っていたけるとありがたいかな。もしあれでしたら。

ちょっと済みません。アドバイザーの牛山先生が、ご都合で、どうしても退席をされるということでございますので、何かありましたら、ひとつ。

○牛山アドバイザー 済みません、皆様。講義がございまして、ちょっと退席させていただきますけれども、今の件につきましては、あくまで、私、制度の問題の中で、協定項目として議論するというのはなかなか難しい問題があるということでありまして、その全体について、それぞれの項目について合併の是非を踏まえて検討される、或いは全体について恐らく議論していくと、今まで色々な合併協議の状況などを拝見してきますと、やはりその合併がうまくいかないところは、一つ一つの協定項目についてぶつかり合ったり、意見が違ったり、不満が残ったりする中で、積み重なって壊れていくと、そういう経過だと思うんです。したがって、そういうことのないように、やはり総合的、様々な事情を踏まえてご議論されるということ自体は大変必要なことだと思いますので、その協定項目ということではなくて、制度

の問題としていうことではなくて、やはり全体として、この2自治体の合併問題について議論されるということは大変重要かと思います。

それと、私も、佐々木委員長を初め、まちづくり検討委員会、藤野町のまちづくり検討委員会へ参加させていただきまして、様々な議論をさせていただきました。大変皆さん、ご熱心にまちづくりのことを考えられて、そしてまた、恐らく、既に1市2町合併を合意して、知事に申請もした。或いは1市3町の方もこれからは議論がされるという中で、一方で、合併が既に決まっているところ、そこで合意されている内容を横目に見ながらという議論で、大変藤野町の皆さんにとっても制約があるような、非常に厳しい状況の中でのご議論だとは思っています。

また、皆さんもご覧になったかもしれませんが、昨日、テレビでこの合併問題が取り上げられて、報道されておりましたけれども、もちろん、合併、非常にたくさんの色々な問題がございます。特例債の問題についてもどうかとありますけれども、ただ、一方で、合併をめぐっては、もう飛び地どころか、斑というんですか。オセロのこまをひっくり返すように青森県などでは合併するところがあって、なぜそうになってしまうかという、やはり制度の問題として、協議が調わないところが抜けていくという制度上の問題があるかと思います。ただ、今回の場合は、城山町を含め、協議がこれからも続いていくという状況の中で、全国的な状況の中ではもっと厳しいところもありますけれども、これからまちづくりについて真摯な議論がされるかどうかというところが非常に重要だと思っております。

また逆に、余りよその自治体のことを言っただけではいけません、昨日の番組では、いい例だという形で福島県の自治体が出ておりましたが、マスコミ、私もあそこの事情を色々伺ってまいりましたけれども、やはりそれは色々な事情がある訳ですね。財政状況とか、或いは今までの抜けていった合併協議。ほかの自治体が抜けた結果、残っている状況とか、そういうことがありますので、やはり余りそういった、番組づくりの都合もあるでしょうから、色々な事情に我々が振り回されるのではなくて、やはりまちづくりの観点から、いい自治体を作るにはどうしたらいいか。また、先ほど小川市長からお話もありました都市内分権の問題等も、より内実のあるものにしていくことによって、合併に伴う不安を払拭していくということだと思います。

そういった意味で、本当に、ある意味では合併特例法の改正という期限が一つ終わって、ある意味では少し時間をかけても議論ができるような状況もありますし、もちろん期限の問題はこれから皆様でご議論いただくとおもうんですけれども、そういった点を踏まえて、この

2自治体の間で、より建設的な合併に向けたご議論がされればというふうに思っております。
ご議論の途中で大変申し訳ございませんでした。

○小川会長 どうもありがとうございました。

それでは、協議を続行いたします。

「協議第4号 合併の方式について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第4号 合併の方式について

○田所事務局長 それでは、資料の29ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第4号 合併の方式について。

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

合併の方式は、藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を生かしたまちづくりを進める。

30ページ、31ページをご覧いただきたいと存じます。それぞれ編入合併と新設合併の比較を参考としてお付けしてございますので、概要をご説明いたします。

まず、定義でございますが、編入合併、新設合併ともに、市町村の数が減少を伴うというものでございます。また、編入合併の場合には、市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入するというところでございます。

次に、法人格でございますが、編入する市町村の法人格は存続をするものでございます。また、新設合併の場合には、新たに法人格が発生をするものでございます。

次に、合併市町村の名称でございますが、編入合併の場合には編入する市町村の名称とすることが多いとされておりますけれども、これは新たに制定することも可能でございます。新設合併の場合は、新たに制定するケースが多くなってございます。

次に、市町村の長でございますが、編入する市町村の長は変更ございませんが、編入される市町村の長は失職をすることとなるものでございます。また、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の長は、すべて失職となるものでございます。

次に、議会の議員でございますが、特例の欄をご覧いただきたいと存じます。編入合併、新設合併、それぞれに特例が設けられてございまして、これは、いわゆる合併特例法に基づ

く特例でございます。特例の1といたしまして、増員選挙。編入合併の場合ですが、増員選挙及び、これに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができるというものでございます。

また、2といたしましては、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任をするという、いわゆる在任特例と特例定数と2つの例がございます。これは、新設合併の場合も同様な制度となっております。

次に、31ページでございますが、農業委員会の委員についてでございますが、特例欄をご覧いただきたいと存じますが、編入される市町村の委員、これは選挙による委員でございますが、これにつきましては、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任することができることとなっております。新設合併の場合には、10人から80人の範囲で、1年以内の期間、在任することができるという制度でございます。

次に、特別職の職員でございますが、編入合併の場合には、編入される市町村の特別職の職員は全員が失職をするということになります。

次に、条例、規則の欄をご覧いただきたいと存じますが、編入合併の場合には、編入する市町村の条例、規則を適用するものでございますが、合併に伴い新たに必要な改正等を行う必要があるものでございます。

なお、地域による特殊性等を持っているような条例の場合もございまして、こういった条例につきましては、そのまま新市において存続をさせるケースがございます。

なお、新設合併の場合には、基本的には新たに制定する必要があるというものでございます。

概略でございますが、以上で、協議第4号 合併の方式についての説明とさせていただきます。よろしくご協議いただきますよう、お願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第4号 合併の方式について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

特にございませんですか。

根岸委員、よろしくお願ひいたします。

○根岸委員 関連がありますので、農業委員のことでございますけれども、下の（注）に、2つ置くことができるというのが盛られておるんですけれども、考え方として、編入の合併の場合、40人ということの範囲でということの特例にもなっておるんですけれども、その辺

の整合性と申しますか、考え方をちょっとお聞かせ願えたらありがたいなと思います。

○小川会長 いかがですか。

事務局長、どうぞ。

○田所事務局長 失礼しました。注意欄を、ちょっと私の方で説明をいたしませんでしたけれども、1市2町の合併協議会におきまして協議された内容の中では、相模原市に1つの農業委員会、それから津久井町、相模湖町を所管する区域で1つの農業委員会ということで、2つの農業委員会を置くということで、1市2町の方は協議がなされてございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第4号 合併の方式について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしの声がございます。

「協議第4号 合併の方式について」は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

□協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

○田所事務局長 それでは、引き続きまして、32ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第5号 事務事業一元化の基本方針について。

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成17年4月25日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

事務事業の一元化の基本方針でございますが、まず、1の基本原則といたしまして、

(1) 一体性の確保。できるだけ早く一体性を確保できるよう調整をするものでございます。また、ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整をいたすものでございます。

(2) といたしまして住民福祉の向上でございますが、各種行政サービスにつきましては、

より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努めるものでございます。

(3)の負担の公平でございますが、住民が直接負担する地方税、或いは手数料等がある訳でございますが、こういったものについては、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものでございます。

(4)の健全な財政運営でございますが、新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指して、地方分権時代にふさわしい、それに対応した健全財政に努めるものでございます。

5といたしまして、行政改革の推進でございます。事務事業の調整を図る際には、事業の妥当性、必要性についても十分な検討を行いまして、行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めるものでございます。

(6)といたしまして、地域特性の尊重でございますが、それぞれの地域性、或いはこれまでの経緯の中で行われてきた事業等につきましては、地域が有する特性を生かした魅力あるまちづくりの実現に向けまして、地域特性の尊重に努めるものでございます。

これらの中で、2といたしまして、調整方針といたしまして、この基本原則に基づきまして、(1)といたしまして、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一、調整を図るものでございます。

(2)といたしまして、地域特性を有するもの、或いは合併後、直ちに統一、実施することで住民生活に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものでございます。

3の調整方針の区分でございますが、33ページの下段にございます表の方をご覧くださいと存じます。大きく調整方針といたしましては、現行のままのもの、それから統合するもの、それから廃止をするものと大きく3つに分かれるものでございます。現行につきましては、そのまま新市が引き継ぐものでございます。統合につきましては、合併時に統合をすべきもの。そのうち調整方針の具体的な例といたしましては、合併時にその相模原市の制度に統合する、或いは相模原市の制度を適用するというような方針になるものと考えてございます。速やかに統合するものにつきましては、合併後、速やかに相模原市の制度に統合する、或いは相模原市の制度を適用する、或いは新たに新市において検討するものということでございます。

次に、統合のうちの段階的に統合するものでございますが、調整方針の具体例といたしましては、合併後3年もしくは5年の間に相模原市の制度に統合していく、或いは段階的に相

模原市の制度に統合するというような具体例になろうかというふうに考えてございます。

次に、廃止でございますが、これにつきましては、具体的な調整方針といたしましては、合併時に廃止をするもの、或いは合併した後、速やかに廃止をするもの、或いは3年若しくは5年の間で廃止又は段階的に廃止をするというような調整方針になるものと考えているところでございます。

次に、34ページをご覧いただきたいと存じます。

これらの事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分でございます。表の方をご覧いただきたいと存じますが、先ほども矢越委員の方からご質問がございましたけれども、まず、ランクAにつきましては、合併協議会で協議をすべきものとして定めているものでございまして、いわゆる合併の基本4項目とされているもの、或いは法律等に基づいて協議をしていかなければならないもの、これは議員の定数、或いは農業委員会の定数等でございます。

また、(3)といたしまして、住民生活にかかわりの深い給付と負担に直結をするような内容のもの。これにつきましては、それぞれ協議会でご協議をいただくものでございます。

また、(4)として、各市町の地域の実情、特性などから協議が必要なものでございます。これは、土地利用、或いは上下水道の事業の取扱い等々でございます。

次に、(5)といたしまして、各種事務事業のうち一元化するための調整が特に困難であるものということでございまして、これにつきましては合併協議会でご協議をいただくものでございます。

次に、ランクBでございますが、これは専門部会、幹事会。本協議会の下部組織として幹事会、専門部会がございまして、この専門部会、幹事会で協議をいたしまして、本協議会に報告をさせていただくものでございます。これは、各市町で実施している事務事業の一元化に当たって、財政的な影響が大きいものにつきましては報告をさせていただくことといたします。

次に、ランクCでございますが、これにつきましては専門部会で協議をしていただきます。幹事会、そして合併協議会に報告をするものでございます。これの内容につきましては、各市町で実施している事務事業の一元化に当たって、それぞれの市町の事務事業の内容が同様なもの、或いは相違が比較的軽微なものにつきましては、ランクCといたしまして本協議会に報告をさせていただくものでございます。

以上が、協議第5号 事務事業一元化の基本方針についての説明でございます。よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 ご苦労さまでした。

只今事務局から、「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、ご発言願います。

はい、どうぞ。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（道）委員 それでは、ご質問を申し上げます。藤野町の佐々木でございます。

33ページの調整方針の区分でございますけれども、ここで、先送りされたアイテムにつきまして新市において検討する。また新市において決めると、そうなっておるんですけれども、契約というのは——合併については契約だと思えるんですけれども、先送りされたものを明確にするような方式がここにはうたっていないんですね。経過措置の期間設定については原則として3年間とする。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合、5年間とするということだけで、あくまでも新市において検討するということですから、藤野町の意向はどこに入るんでしょうか。どのような組織体制でこれを決めていくのかなということが一つ疑問に思います。調整後の、これは基本的な考え方でございますので、その場合どのような形で調整するのか、明確にする必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○小川会長 事務局、説明してください。

○田所事務局長 これらの事務事業の調整につきましては、先ほど申し上げましたが、専門部会の中で協議をさせていただきます。それで、なおかつ、その後、幹事会で協議をいただきまして、物によって幹事会に報告をするものもございしますが、基本的には、まず専門部会で協議をいたします。内容によって幹事会でも協議。改めて本協議会でも協議をいただくケースもございます。

また、先ほど説明いたしました34ページのランクの区分、ランクA、B、Cというふうにして説明をさせていただきましたが、その区分に従って、協議、或いは報告をさせていただくというものでございます。ただ、基本的には、これらの、例えば、ご質問にございました新市において検討するという内容につきましては、これらにつきましてもすべて、基本的には専門部会の中で協議をいたしまして、この方針は、専門部会の中で、まず第1段階としては決めさせていただくということでございます。専門部会につきましては、各市町のそれぞれの担当者がすべて入った中で協議をさせていただくものでございます。

以上です。

○小川会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（道）委員 質問の趣旨と回答が違うと思うんですけれども、私は、合併後に調整する項目がございますねと。それに対してはどうするんですかという明確な方針がないですよ、組織体制がないですよと言っている訳ですから、そのお答えをして欲しいんですけれどもね。

○小川会長 質問の趣旨、分かりますか。合併後のことですから。

事務局長、どうぞ。

○田所事務局長 合併後ということになりますと、当然、合併後、数年間の間に検討がございますから、それについては、当然、新市において検討されるということでございます。

○小川会長 いやいや、それは新市に違いないんですけども、藤野町の人たちの意見がどう反映されるかと、そういう意味ですね。

○佐々木（道）委員 そうです。そういう組織体制がどうなっているかということを知っている訳ですから。

○小川会長 中身にもよる——私が発言していいかどうか分かりませんが、いいですか。

どうぞ、やってください。

○田所事務局長 それぞれの個別の事務事業について、それぞれの方向性が協議をすべてされておりまして、その中で、その方向性に沿って協議がされてくる訳でございます。それで、その方向性に基づいて新市において検討をされるということでございますから、その前段で藤野町の方のご意見が取り入れられているということでございます。

なお、それらの調整方針等につきましては、すべて本協議会に提出をさせていただきますので、個別の事務事業の中をご覧いただくと分かりやすいかというふうには思います。

以上です。

○小川会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（道）委員 結果的に見ますと、1市2町でやった法定協につきましても、なかなか個別の問題について、総論賛成、各論は先送りと。3年なり5年なりに先送りというような形に見えてくる訳ですね。その中で、では新市になった場合、藤野町の意向はどうやって意見として述べるような機会が与えられるのか、また組織はどうなってくるのかということが非常に心配になるところでございますので、そこら辺をやはり、市と町が一緒になる訳ですから契約事項な訳ですね。契約事項の場合は、先送りした項目に対しては、明確なそういうような取り決めをしておかないといけないのではないのでしょうかと。でないと判こはつきま

せんよと私は思います。契約書の細分が見えないところもある訳でしょうけれども、では、そういうような場合には、藤野町の皆さんの、ではどうというような組織。町がなくなってしまう訳ですから、議員も1名になってしまうということですから、どうというような形で新市の中へ入って、旧藤野町の人たちの意向をどう反映してもらって、その中で3年なり5年なりで結論を出していくというスタイルをもう少し明確に文章化できないものですかねと思っている訳ですけれども。

○小川会長 自治区のお話をされたらどうですか、自治区協議会、或いは臨時会。これから決めることですが。

ちょっと矢越さん、そのこと。

では、事務局、説明してください。事務局長、どうぞ説明してください。

○田所事務局長 1市2町のを先行して協議をして、合併の進んでいる訳でございますが、その中では地域自治区を設けてございます。その地域自治区の中に地域協議会というような組織が設けられるようになってございまして、その地域協議会につきましては、地域のまちづくり等について様々な意見を言っていただくというようなことで考えてございます。今回も、今後、この協議会の中でも、藤野町に地域自治区を設けるかどうかというご議論をいただくこととなりますので、そういった中で地域協議会を設置するという方向になれば、その中で自由に様々なご議論がいただけるのではないかというふうには考えているものでございます。

以上でございます。

○小川会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木（道）委員 そうしますと、新市において検討するということにはなっておりますけれども、どこかに、私としては、誰がやるのというのがこの基本的な考え方なんです、これは調整区分の考え方ですから。是非——どう言うんですかね。旧藤野町と言うんですかね。例えば、今ご判断がありました地域自治区と。地域自治区の委員さんと新市の中で、3年なり5年なりで検討していくんだということを明確にできませんかねということですが。

○小川会長 私が発言していいかどうか知りませんが、地域の協議会では、問題があればすべてのことがされると思いますよ。このことをやると言っておくと、今度は逆の、ほかのことはやらないみたいになりますから。いかがでしょうか、あえてこだわらない方が、地域自治・・・

○佐々木（宣）委員 信頼の問題ですからね。

○小川会長 そうそう、おっしゃるとおりです。協議は当然されるということですので、何についてはするということを言うと、今度は逆に、それに漏れたものはしないということになってしまうかもしれませんし、その辺についてのご理解はいかがでございましょうかね。何か、私、言ってしまったんだけど、どうですか。そのことで、矢越さん、ありますか。

○矢越委員 矢越です。

先ほども言ったんですけれども、こういう意見が色々な場面で多分出てくると思うんですね。結局、言われていることは分かるんですけれども、これから協議事項ですとか報告事項で出てくる1点1点をよく精査して、これはこうしたい、ああしたいということを経験していかない限り、それを担保されるかされないかと今言われても、多分不可能だと思うんですね。総体的にはそういうことをそういうふうにするにはいいのではないかと簡単には言えるかもしれませんが、ではコミュニティバスはどうするんだと、福祉の関係はどうするんだといった場合には、その各協議項目の中で、こうしていきましょうということを経験していきほかはないと私は思います。また、その中で様々な意見を出していくのが一番ベストではないかと思えます。

以上です。

○小川会長 いかがでございましょうか。他にございませんでしょうか。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 座ったまま失礼させていただきます。藤野の小山でございます。

今の矢越委員さんが言われたとおり、やはり一つ一つの項目によって、その事務事業の一元化をどのような形で速やかな統合から段階的統合。そこら辺も、担保の確保という意味ではございませんでしょうけれども、説明がつかない場合が出てくるようなことになると大変でございませんでしょう、やはり十二分協議するというふうになっております。

それと、関連いたしまして、この協議第5号は事務事業の一元化の基本方針というふうな形で、要するに事務の事業というふうなことになりますと、制度、要するに、このような形に対してはこういうふうなことがありますよというふうな、そのような制度的な、要するにものをできるだけ早く一体性を持たせるというふうなことは、もう十二分分かる訳であります。ただ、この一体性の確保という中で、やはり住民の意思の統合的なものを、一体性をどのように、この制度だけで、それで図れるのだろうかというふうなことが私は一番気がかかっている訳であります。

小川市長さんにおかれてもそうではないかというふうな思いますが、私も1市4町

に町として進めている中で、同じテーブルで1市4町とお話できないという色々な要件がございますけれども、その事務事業の一元化はできるだけ早く一体性を、そして藤野町としては3年、5年のその担保をどのようにいただけるのかというふうなことが必要でございますけれども、やはり住民の、そのテリトリーとする住民のメンタル的な部分の一体性の確保が、これの方がよっぽど、制度をこうしてやるからといっても大変ではないかというふうに思うんですけれども、この議題にちょっとそれますけれども、要するに、一体性の確保というふうなことですと、制度も大切ですが、今ここで進めてしまっていることの、ご存じのとおりのような状態でございますので、そのようなことをどのように收拾に向けるかというふうなことも大切ではないかなというふうに思っています。そこいら辺はいかがなんでしょうか。

○小川会長 いかがでしょうか。では、私からでいいですか。ちょっと、では。

確かにおっしゃるとおりだと思います。事務事業の制度を合わせたとか何とかより、これでいいんだではまちづくりはできないと思います。津久井郡の方でももちろん合併の経験がございます。相模原市も、実は63年前に合併をした町、そして市になった訳です。これはやはり急に、合併したから全部住民の心が一つになると、そんな簡単なものではないと思います。何年かかかるものだと。我々も振り返りますと、ごく何年前までは、まだ昔のことを引きずっていたという部分も、それぞれの地域や何かでございます。今では本当になくなりましたけれども、そういうものだと思います。ですから、その心の面での一体化、これをどうするかは、まさにこれからの知恵と努力ではないかなと、このように私は思っております。ひとつ色々なことをやりましていきますと、だんだんだんだん融合ができるものでございますので、私の経験から言いますと、そのように感じておりますので、みんなで知恵をひとつ出し合いましょうよ。それがまちづくりだと思います。私はそう考えております。

いかがでございましょう。他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ございませんでしょうか。お諮りをいたします。

「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしの声でございます。

「協議第5号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。



◎その他

○小川会長 次第8、その他に移らせていただきますが、関連がございますので、(1)の「相模原市・藤野町合併協議会協議スケジュール(案)について」並びに(2)の「今後の協議会開催日程(案)について」、事務局より説明をいたさせます。

内田事務局次長。

□その他(1) 相模原市・藤野町合併協議会協議スケジュール(案)について

□その他(2) 今後の協議会開催日程(案)について

□その他(3) その他

○内田事務局次長 それでは、資料の35ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原市・藤野町合併協議会協議スケジュール(案)ということでございます。これはあくまでも事務局の案でございまして、当然、その変更もあり得ますし、継続協議となる場合もあり得る訳でございます。

なお、このスケジュール(案)の作成に当たりましては、昨年度、7回にわたって実施されました1市3町の任意協議会の協議状況、それから昨年12月から本年1月にかけて藤野町で5回にわたって実施されました藤野町市町村合併推進協議会の協議状況、それから、1市3町の法定協議会の協議予定などを踏まえた上で、原則、月1回とし、各市町の定例議会開催月は除くこととして作成したものでございます。

また、新市のまちづくりについての協議が重要となりますことから、合併市町村基本計画を早い段階のうちにご協議いただくような形で作ってございます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

第1回目は、本日も協議いただいたとおりでございます。

第2回目は、5月26日木曜日、午後1時から、県立藤野芸術の家クリエーションホールで行う予定としております。

第2回の内容といたしましては、合併基本4項目のうち、残りの3項目であります合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置をご協議いただく予定としております。

また、合併市町村基本計画の作成方針を提示させていただきますので、ご協議いただければと考えております。この基本計画につきましては、この方針をご了承いただきましたら、第3回目まで少し時間をあけまして、作成した上、7月下旬の第3回合併協議会でお示しすることを考えておるものでございます。

そして、この第3回で合併市町村基本計画を協議していただきまして、協議会の案としてご了解いただければ、各市町の皆様、住民の皆様にお知らせすることができるものと考えております。

第4回から第6回まで、記載のとおり協議をしていただくことを想定しておりまして、11月の中旬には協議を終了するような予定としております。

原則として、会場につきましては、相模原市と藤野町で交互に行いたいと考えております。

それから、36ページでございますが、次回、第2回の相模原市・藤野町合併協議会の予定でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 今、事務局より説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いをいたします。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 座ったまま失礼させていただきます。藤野町の小山です。

スケジュール（案）というふうなことでございますが、実は、私ども藤野町議会といたしましては決議をしております、それは議会の意思というふうなことで、何ら議会の意思であるというふうなことなんですが、3点ほどここで申し上げて、自分の町の都合ばかり申し上げておりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

まず、3項目ありまして、期日につきましては来年の3月31日にはとらわれないというふうなこと、事実上の協議は、できれば町長選が過ぎてから行っていただけないでしょうかというふうなこと、簡単に申し上げますと、1市4町の枠を外さないでくださいというふうなことで、藤野町の意思として、その3項目が議決されております。

ここで、今、その議会の意思というふうなことで申し上げましたけれども、5月26日、もう既にここに予定が入っているというふうなことは、もう先方の藤野にありますところも全部予約済みかと思っておりますので、私が申し上げたいのは、議会月を避けていただいたというふうなことは、本当にお気遣いいただきましてありがたいと思います。ただ、この第3回の合併協議会が7月の下旬にあるというふうなことなんですが、7月に町長選がありまして、うちの方も合併の、7月の、たしか15日だと思っておりますけれども、藤野町が合併したときの

50周年の式典があるというふうなことから、そして、今、副会長で、うちの倉田町長がそこに座っておりますけれども、新しいニューリーダーに対してどのようなことが下るかどうかというふうなことがまだ分かりませんので、できたら、この7月下旬をもう少し繰り下げたいというふうなことに思っております。計画は計画で進めるべきだということも分かりますけれども、そのようにお願いしたいというふうなことでございます。

それとまた、これでいきます協議事項の5番から30番まで、その下が16番から30番までというふうにありますけれども、やはり色々なことを深く審議していただきたいので、これをもう少し分けていただけないでしょうかというふうに思います。事実上、議会、農業委員会とか特別職の取扱いとか、こういうふうなことは、自分なんかは属していることもあったりして、これはすぐに決まる訳でございますけれども、ほかの住民に直接携わることに對しましては、もう少し議論を深めたいというふうに思います。もうちょっと細分化していただけないでしょうかというふうに思います。ただ、藤野町としましては、相手があつての協議会は初めてでございますので、私としてはそのようなことを希望するというふうなことで、よろしくお願いたします。

○小川会長 只今の意見に、事務局、何か発言はありませんか。

○田所事務局長 私どもがこれを進めるに当たりましては、事務局としてある程度の考え方を持ちながら進めさせていただいておりますが、いずれにしても、スケジュール等の関係につきましては、今後、幹事会、或いは1市1町の首長会議等々を必ず持つようにしておりますので、そういった中でご協議をいただいた上で決めさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○小川会長 ということは、スケジュールと、それから今のこの、いわゆる細分化というんでしょうか。分けるということを両方含めてですか、協議の中身。

○田所事務局長 失礼しました。協議の内容等々も含めまして、協議の日程等、どういうふうにしていくのかというのは、第3回はまだ日程も決めてございませんので、これらにつきましては、先ほど言いました幹事会、或いは1市1町の首長会議等で調整をさせていただければというふうに考えております。

○小川会長 協議をしてからということのようです。

ほかにございませんか。

倉田委員、どうぞ。

○倉田委員 今、うちの方の、ここで役職を言うべきではないですが、小山委員から一応藤野町議会の附帯決議が云々ということなんです、私は、これはここでは関係ないと思います。これは藤野町自体のことであって、ちょっと意見が、藤野町同士でちょっと意見の相違はすると思うんですが、やはりこの計画は、7月はまだ設定されていません。町長選も、これも合併には私は関係ないと思っています。そのときにどうなるか。やはりこれは、この民意に従って進めるべきであって、そのときの事情によって変わる可能性はあると思いますが、そういうことで、これから是非このまま——一応2回目はいいと思うんですが、7月は、そういう面で、もしそのときの事情であって、まだそこまでの予測云々は、ここの相模原市さんとの場で検討すること自体、私はちょっとおかしいのではないかなと思います。だから、是非この計画どおりでいって、7月、何らかの事情ということであれば、それは変更ということになると思いますけれども、是非そういうことで進行していただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 いかがでしょうか、ご意見として伺っておくということで。

他にございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 ございませでしたら、何と言うんでしょうかね。原案どおりということもないんですが、色々今ご意見がありましたことを踏まえて今後やっていくと、このようなことでひとつご了解をいただきたいと、このように思います。

それで、ほかにはございませんでしょうか。事務局から報告みたいなものは。

○田所事務局長 特にございません。

○小川会長 ない。皆さんの方から、特に、この際ございませんでしょうか。ございませんか。

[発言する者なし]

○小川会長 特にないようですので、次第の8、その他については終了させていただきます。



◎閉 会

○小川会長 最後になりましたが、牛山アドバイザーは退席をされましたが、ここでもう閉会となる訳でございますが、倉田副会長さんからひとつご挨拶をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○倉田副会長 長時間にわたりまして色々ご議論をしていただきまして、ありがとうございます。
した。

それぞれ、うちの皆さん方の思いのあれがございましたが、一つの目的は1市4町を目指していくという、各町ともそのような方向で進んでおる訳でございます。是非ともそういう点をご理解の上、この協議会でさらに積極的にご協議のほどをお願い申し上げまして、閉会の言葉にかえさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、以上を持ちまして、第1回相模原市・藤野町合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議、ありがとうございます。

閉会 午後5時53分

相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程第8条第3項の規程により署名する。

平成17年5月17日

会議録署名人 由 比 昭 男

会議録署名人 小 山 秀 文